

農林水産部発注工事等（農業農村整備事業）に係る積算基準の一部改正について

改正品確法の基本理念に則り、最新の実情を踏まえて適正な予定価格を設定するため、下記のとおり改正します。

1.改正内容

土木工事

- ・ 工種区分「ため池工事」の新設
- ・ 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の一部改正
工期短縮の必要がある場合の費用について追記

調査・測量・設計業務

- ・ 測量業務
成果品検定費の算出方法等の追記
- ・ 「現場技術業務実施要領」の一部改正
「現場技術業務（事業促進型）」の新設
※従来のは「現場技術業務（監督支援型）」という名称に改正

施設機械工事

- ・ 「施設機械設備点検・整備積算基準」の一部改正
共通仮設費率に含まれる技術管理費に「情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）」が追記

2.実施時期

令和4年4月1日適用

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後		現行	
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準		別紙 土地改良事業等請負工事積算基準	
第1～第10 [略]		第1～第10 [略]	
別表1 工種区分		別表1 工種区分	
工種区分	工種内容	工種区分	工種内容
ほ場整備工事	[略]	ほ場整備工事	[略]
農用地造成工事	[略]	農用地造成工事	[略]
舗装工事	[略]	舗装工事	[略]
道路改良工事	[略]	道路改良工事	[略]
水路トンネル工事	新設・改修（ <u>支保工、矢板を再建込する作業</u> ）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は <u>推進工法</u> （作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。	水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	[略]	水路工事	[略]
排水路工事	[略]	排水路工事	[略]
河川工事	[略]	河川工事	[略]
管水路工事	[略]	管水路工事	[略]
管更生工事	[略]	管更生工事	[略]
畑かん施設工事	[略]	畑かん施設工事	[略]
干拓工事	[略]	干拓工事	[略]
海岸工事	[略]	海岸工事	[略]
コンクリート補修工事	[略]	コンクリート補修工事	[略]
<u>ため池工事</u>	<u>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事</u> <u>堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</u>	[新設]	[新設]
その他土木工事（1）	[略]	その他土木工事（1）	[略]
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ポーリング・グラウト	その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ポーリング・グラウト、 <u>ため池</u>
フィルダム工事	[略]	フィルダム工事	[略]

コンクリートダム工事	[略]
------------	-----

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>ため池工事</u>	<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d [略]

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u> ・log X _p + <u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

コンクリートダム工事	[略]
------------	-----

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d [略]

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u> ・log X _p + <u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

改 正 後	現 行																																																																																																																																																																																																												
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:35%;">率 の対象項目</th> <th style="width:50%;">率に別途加算できる項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td>1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用（<u>墜落制止用器具（フルハ ーネス型）を含む</u>） 10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>技術管理費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td>1 現場事務所、<u>労働者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・<u>修繕</u>）に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u>を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での<u>労働者</u>の輸送に要する費用は除く） 4 [略]</td> <td>1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・<u>補修</u>、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での<u>労働者</u>の輸送に要する費用 3 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 共通仮設費率 1-(1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width:15%;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="width:40%;">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2" style="width:15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th style="width:10%;">a</th> <th style="width:10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td></td> <td>13.28%</td> <td>117.0</td> <td>-0.1459</td> <td>5.69%</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td></td> <td>15.63%</td> <td>142.9</td> <td>-0.1484</td> <td>6.60%</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td></td> <td>22.74%</td> <td>518.8</td> <td>-0.2097</td> <td>6.73%</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td></td> <td>12.45%</td> <td>91.3</td> <td>-0.1336</td> <td>5.73%</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td></td> <td>13.22%</td> <td>104.0</td> <td>-0.1383</td> <td>5.92%</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td></td> <td>13.78%</td> <td>151.6</td> <td>-0.1608</td> <td>5.41%</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td></td> <td>13.17%</td> <td>62.5</td> <td>-0.1044</td> <td>7.18%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td></td> <td>12.01%</td> <td>119.4</td> <td>-0.1540</td> <td>4.91%</td> </tr> <tr> <td><u>た め 池 工 事</u></td> <td></td> <td><u>14.20%</u></td> <td><u>41.3</u></td> <td><u>-0.0716</u></td> <td><u>9.37%</u></td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（1）</td> <td></td> <td>18.70%</td> <td>349.9</td> <td>-0.1964</td> <td>5.98%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（2）</td> <td></td> <td>15.77%</td> <td>124.8</td> <td>-0.1387</td> <td>7.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-(2)～1-(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表3 [略]</p>	項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目	運 搬 費	[略]	[略]	準 備 費	[略]	[略]	安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用（ <u>墜落制止用器具（フルハ ーネス型）を含む</u> ） 10 [略]	[略]	役 務 費		[略]	技術管理費	[略]	[略]	営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労働者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>修繕</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用 3 [略]	工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					a	b		ほ 場 整 備 工 事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農 用 地 造 成 工 事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水 路 ト ン ネ ル 工 事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水 路 工 事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排 水 路 工 事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管 水 路 工 事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑 かん 施 設 工 事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	<u>た め 池 工 事</u>		<u>14.20%</u>	<u>41.3</u>	<u>-0.0716</u>	<u>9.37%</u>	その他土木工事（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:35%;">率 の対象項目</th> <th style="width:50%;">率に別途加算できる項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td>1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>技術管理費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td>1 現場事務所、<u>労務者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・<u>補修</u>）に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u>を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での<u>労務者</u>の輸送に要する費用は除く） 4 [略]</td> <td>1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・<u>補修</u>、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での<u>労務者</u>の輸送に要する費用 3 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 共通仮設費率 1-(1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">工種区分</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width:15%;">300万円以下</th> <th colspan="2" style="width:40%;">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2" style="width:15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。</th> <th colspan="2">2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th style="width:10%;">a</th> <th style="width:10%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td></td> <td>13.28%</td> <td>117.0</td> <td>-0.1459</td> <td>5.69%</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td></td> <td>15.63%</td> <td>142.9</td> <td>-0.1484</td> <td>6.60%</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td></td> <td>22.74%</td> <td>518.8</td> <td>-0.2097</td> <td>6.73%</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td></td> <td>12.45%</td> <td>91.3</td> <td>-0.1336</td> <td>5.73%</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td></td> <td>13.22%</td> <td>104.0</td> <td>-0.1383</td> <td>5.92%</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td></td> <td>13.78%</td> <td>151.6</td> <td>-0.1608</td> <td>5.41%</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td></td> <td>13.17%</td> <td>62.5</td> <td>-0.1044</td> <td>7.18%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td></td> <td>12.01%</td> <td>119.4</td> <td>-0.1540</td> <td>4.91%</td> </tr> <tr> <td><u>[新設]</u></td> <td></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（1）</td> <td></td> <td>18.70%</td> <td>349.9</td> <td>-0.1964</td> <td>5.98%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（2）</td> <td></td> <td>15.77%</td> <td>124.8</td> <td>-0.1387</td> <td>7.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-(2)～1-(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表3 [略]</p>	項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目	運 搬 費	[略]	[略]	準 備 費	[略]	[略]	安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]	[略]	役 務 費		[略]	技術管理費	[略]	[略]	営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労務者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用 3 [略]	工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					a	b		ほ 場 整 備 工 事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	農 用 地 造 成 工 事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	水 路 ト ン ネ ル 工 事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	水 路 工 事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	排 水 路 工 事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	管 水 路 工 事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	畑 かん 施 設 工 事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	その他土木工事（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%
項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目																																																																																																																																																																																																											
運 搬 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
準 備 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用（ <u>墜落制止用器具（フルハ ーネス型）を含む</u> ） 10 [略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
役 務 費		[略]																																																																																																																																																																																																											
技術管理費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労働者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>修繕</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用 3 [略]																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																										
			a	b																																																																																																																																																																																																									
ほ 場 整 備 工 事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																																																																								
農 用 地 造 成 工 事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																																																																								
水 路 ト ン ネ ル 工 事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																																																																								
水 路 工 事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																																																																								
排 水 路 工 事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																																																																								
管 水 路 工 事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																																																																								
畑 かん 施 設 工 事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																																																																								
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																																																																								
<u>た め 池 工 事</u>		<u>14.20%</u>	<u>41.3</u>	<u>-0.0716</u>	<u>9.37%</u>																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																																																																								
項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目																																																																																																																																																																																																											
運 搬 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
準 備 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
役 務 費		[略]																																																																																																																																																																																																											
技術管理費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労務者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用 3 [略]																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																								
		下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																																																																																										
			a	b																																																																																																																																																																																																									
ほ 場 整 備 工 事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																																																																								
農 用 地 造 成 工 事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																																																																								
水 路 ト ン ネ ル 工 事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																																																																								
水 路 工 事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																																																																								
排 水 路 工 事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																																																																								
管 水 路 工 事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																																																																								
畑 かん 施 設 工 事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																																																																								
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																																																																								
<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																																																																								

○ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（令和2年4月1日付け元農振第3396号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知）及び「地方農政局における工事の請負契約に係る契約書の運用について」（平成27年10月1日付け27農振第1407号農村振興局整備部設計課長通知）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 請負代金額又は工期の変更</u> <u>工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。</u></p> <p><u>4・5 [略]</u></p> <p><u>6 工期短縮計画書</u> <u>(1) 発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。</u> <u>(2) 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。</u> <u>(3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 増加費用の考え方</u> (1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用 増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、<u>工期延長等となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用</u>とする。 ア～エ [略] <u>オ 工期短縮を行った場合の費用</u> <u>工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。</u> (2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未<u>搬入</u>の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ [略] <u>ウ 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。</u> (3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用 ア [略] イ 発注者は、準備工期間中に<u>本工事</u>に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知）及び「地方農政局における工事の請負契約に係る契約書の運用について」（平成27年10月1日付け27農振第1407号農村振興局整備部設計課長通知）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3・4 [略]</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 増加費用の考え方</u> (1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用 増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、<u>及び</u>工期延長等となる場合の費用とする。 ア～エ [略] [新設] (2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未<u>手配</u>の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ [略] <u>ウ 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当とする。以下同じ。）等が想定されるので、明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。</u> (3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用 ア [略] イ 発注者は、準備工期間中に<u>本工事</u>に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。</p>

ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。

9 [略]

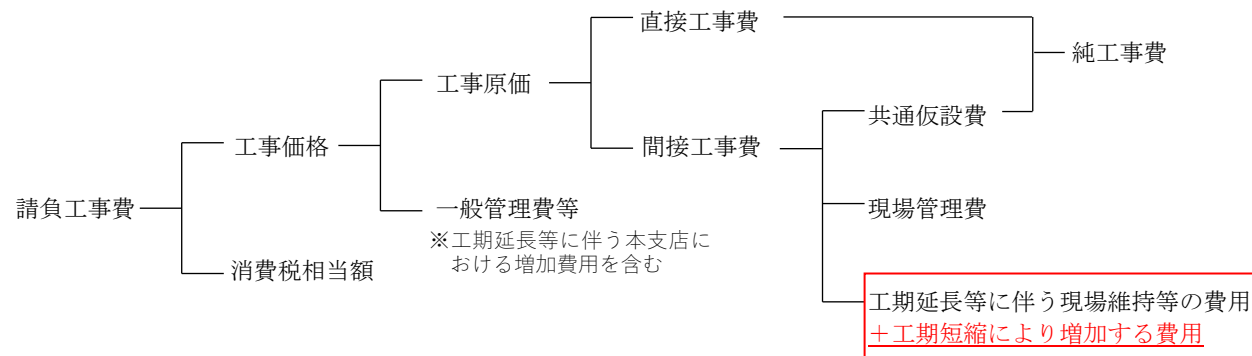
10 増加費用の事務処理上の取扱い

(1)・(2) [略]

(3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。

11 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。

ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

7 [略]

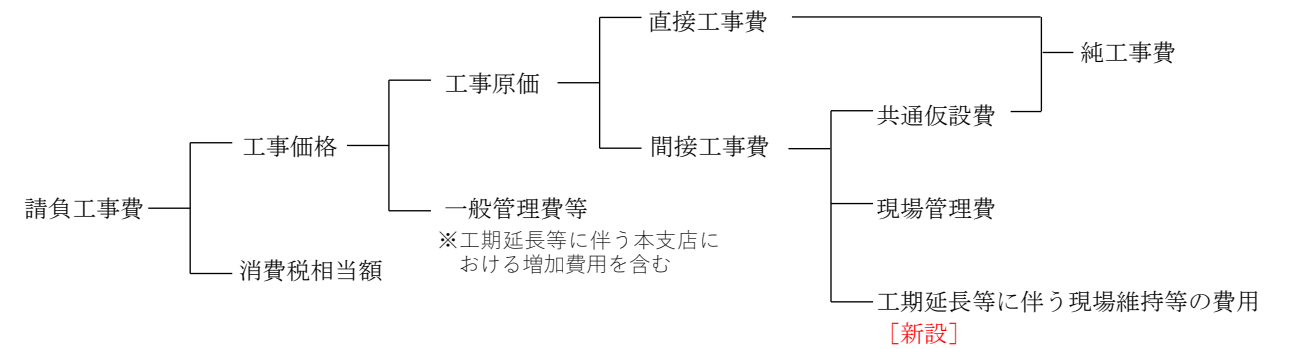
8 増加費用の事務処理上の取扱い

(1)・(2) [略]

(3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

9 増加費用の構成

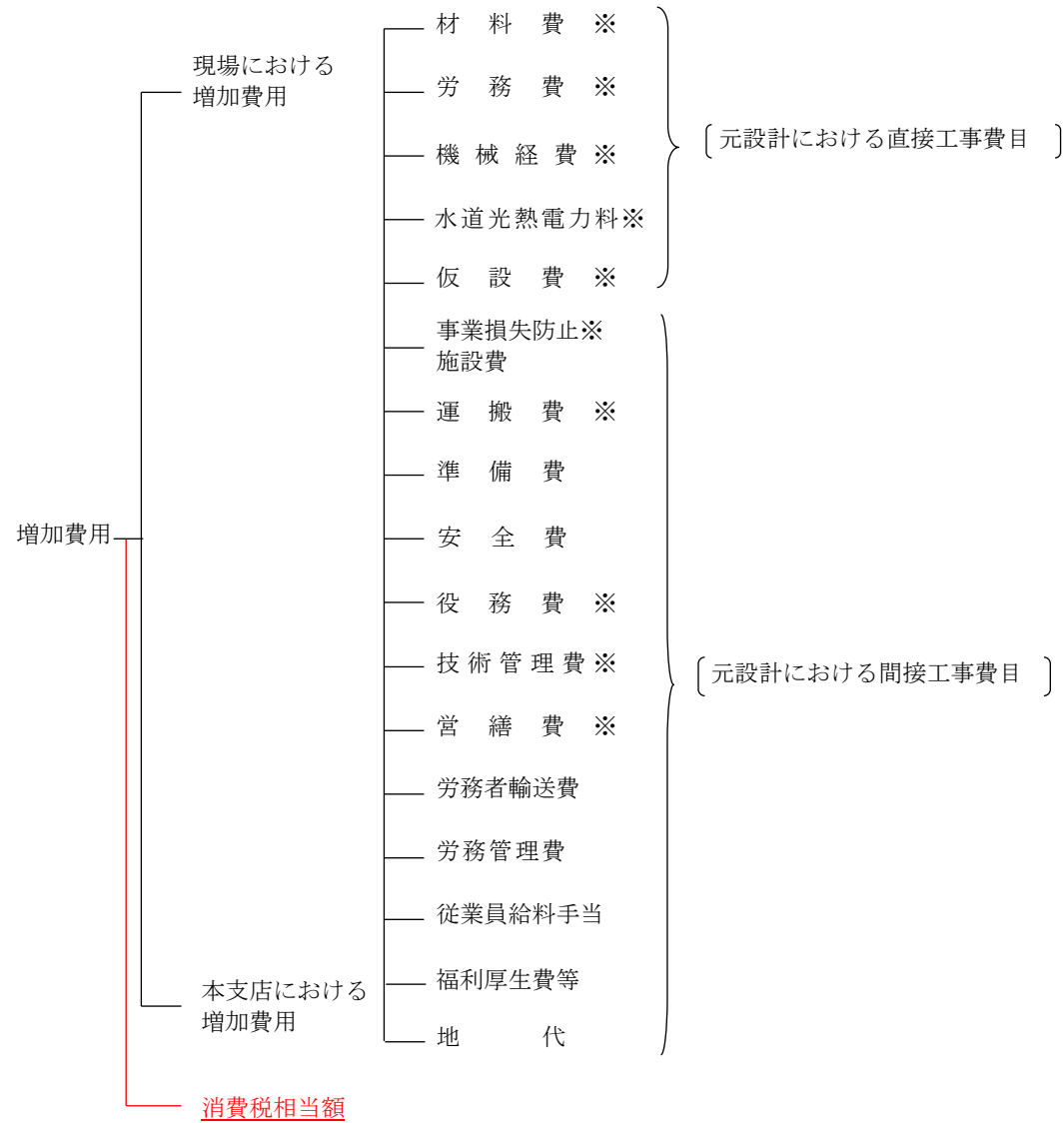
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとする。

12 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

(1) **標準積算により算定する場合は**、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※ [略]

(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア)～(エ) [略]

(オ) 仮設費

a・b [略]

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

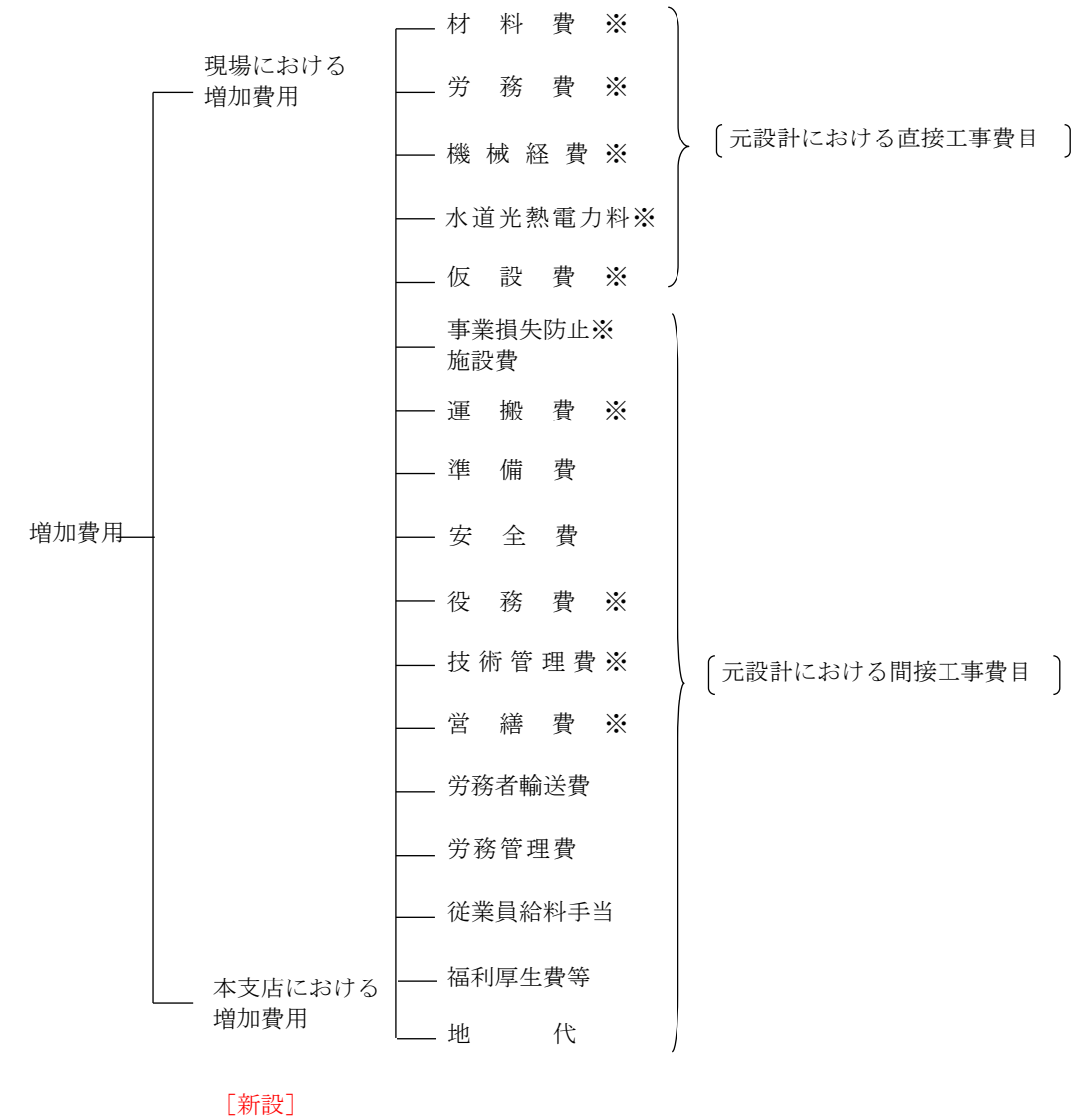
元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（**補助労務**を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d [略]

10 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

(1) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※ [略]

(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア)～(エ) [略]

(オ) 仮設費

a・b [略]

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（**保安要員費**を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d [略]

(カ) [略]

(キ) 運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b [略]

(ク)・(ケ) [略]

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b [略]

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) [略]

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b [略]

(ソ) 従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。

a～d [略]

(タ)・(チ) [略]

イ・ウ [略]

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

$$G \sim \alpha : \quad \text{[略]}$$

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率 $d g$ は次式によるものとする。

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

$d g$: 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位 日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

(カ) [略]

(キ) 運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b [略]

(ク)・(ケ) [略]

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b [略]

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) [略]

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b [略]

(ソ) 従業員給料手当

[新設]

a～d [略]

(タ)・(チ) [略]

イ・ウ [略]

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

$$G \sim \alpha : \quad \text{[略]}$$

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費 $d g$ は次式によるものとする。

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

$d g$: 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位 日）

[新設]

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A : 工種ごとに決まる係数 (別表)
B : "
a : "
b : "

A : 工種ごとに決まる係数 (別表)
B : "
a : "
b : "

別表

工種区分	係数A						係数B						係数 a	係数 b
	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし		
ほ場整備 工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造 成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良 工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トン ネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工 事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工 事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更生工 事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
畑かん施 設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリ ート補修 工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
その他土 木工事 (1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土 木工事 (2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダ ム工事	—	—	—	—	—	91.3	—	—	—	—	—	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリ ートダム 工事	—	—	—	—	—	115.6	—	—	—	—	—	-0.0824	0.3392	0.3621

別表

工種区分	係数A						係数B						係数 a	係数 b
	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし		
ほ場整備 工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造 成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良 工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トン ネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工 事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工 事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更生工 事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
畑かん施 設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリ ート補修 工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
<u>ため池工 事</u>	<u>190.8</u>	<u>188.9</u>	<u>188.9</u>	<u>175.7</u>	<u>171.9</u>	<u>169.9</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>1.4253</u>	<u>0.2965</u>
その他土 木工事 (1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土 木工事 (2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダ ム工事	-	-	-	-	-	91.3	-	-	-	-	-	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリ ートダム 工事	-	-	-	-	-	115.6	-	-	-	-	-	-0.0824	0.3392	0.3621

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p><u>ア</u> 直接調査費</p> <p>直接調査費は、調査作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費及び直接経費で構成する。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> 直接経費</p> <p>直接経費は、電子成果品作成費、印刷製本費、特許使用料、水道光熱電力料で構成する。</p> <p><u>a</u> [略]</p> <p><u>b</u> [略]</p> <p><u>c</u> [略]</p> <p><u>d</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 間接調査費</p> <p>間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> 借地料</p> <p>借地料は、調査作業を実施するために必要な土地の借上げに要する費用である。</p> <p>特に土地の借上げを必要とする場合に計上する。</p> <p>なお、営繕費対象施設の敷地については、<u>(ク)</u> 営繕費で計上する。</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>(ク)</u> [略]</p> <p><u>(ケ)</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p>	<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p><u>1)</u> 直接調査費</p> <p>直接調査費は、調査作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費及び直接経費で構成する。</p> <p><u>①</u> [略]</p> <p><u>②</u> [略]</p> <p><u>③</u> [略]</p> <p><u>④</u> 直接経費</p> <p>直接経費は、電子成果品作成費、印刷製本費、特許使用料、水道光熱電力料で構成する。</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>2)</u> 間接調査費</p> <p>間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。</p> <p><u>①</u> [略]</p> <p><u>②</u> [略]</p> <p><u>③</u> [略]</p> <p><u>④</u> [略]</p> <p><u>⑤</u> 借地料</p> <p>借地料は、調査作業を実施するために必要な土地の借上げに要する費用である。</p> <p>特に土地の借上げを必要とする場合に計上する。</p> <p>なお、営繕費対象施設の敷地については、<u>⑧</u> 営繕費で計上する。</p> <p><u>⑥</u> [略]</p> <p><u>⑦</u> [略]</p> <p><u>⑧</u> [略]</p> <p><u>⑨</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p>

改正後

ア [略]
イ [略]

3-2・3-3 [略]

4 地質、土質調査業務費の積算

[略]

4-1 一般調査業務費

(1) 直接調査費

直接調査費は、別に定める「地質、土質調査業務市場単価」によるほか、次の各費目により積上げて算定する。

ア 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

ア [略]

イ [略]

イ 材料費

材料費の算定は、材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

(2) [略]

(3) [略]

4-2 [略]

4-3 安全費の積算

安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通整理作業、掲示板、保安柵、保安灯、環境保全のための仮囲い等に要する費用のことをいう。

(1) 交通整理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = \{ (\text{直接調査費}) - (\text{直接経費}) \} \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表4-1を標準とする。

表4-1 安全費率

地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
場所 主として現道上	—	10.0%	9.5%	4.5%

(注) 1 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

2 地域区分については、測量業務標準歩掛 1 一般事項、1-3 直接測量費の作業条件による補正と積算(2) 地域・地形区分を参考とする。

3 調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) [略]

現行

1) [略]
2) [略]

3-2・3-3 [略]

4 地質、土質調査業務費の積算

[略]

4-1 一般調査業務費

(1) 直接調査費

直接調査費は、別に定める「地質、土質調査業務市場単価」によるほか、次の各費目により積上げて算定する。

1) 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

① [略]

② [略]

2) 材料費

材料費の算定は、材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

① [略]

② [略]

3) [略]

(2) [略]

(3) [略]

4-2 [略]

4-3 安全費の積算

安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通整理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。

(1) 交通整理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = \{ (\text{直接調査費}) - (\text{直接経費}) \} \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表4-1を標準とする。

表4-1 安全費率

地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
場所 主として現道上	—	10.0%	9.5%	4.5%

(注) 1 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。

2 地域区分については、測量業務標準歩掛 1 一般事項、1-3 直接測量費の作業条件による補正と積算(2) 地域・地形区分を参考とする。

[新設]

(2) [略]

改正後	現行
4-4 [略] 別表-1 [略]	4-4 [略] 別表-1 [略]

○ 測量業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第155号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 測量業務の価格積算基準	別 紙 測量業務の価格積算基準
1・2 [略]	1・2 [略]
3 測量業務費構成費目の内容	3 測量業務費構成費目の内容
3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費、 <u>一般管理費</u> 等で構成する。	3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費 <u>及び</u> 一般管理費等で構成する。
(1) 直接測量費 直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。	(1) 直接測量費 直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> 直接経費 直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。	<u>4)</u> 直接経費 直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。
<u>(ア)</u> [略]	<u>①</u> [略]
<u>(イ)</u> [略]	<u>②</u> [略]
<u>(ウ)</u> [略]	<u>③</u> [略]
<u>(エ)</u> [略]	<u>④</u> [略]
<u>(オ)</u> [略]	<u>⑤</u> [略]
<u>オ</u> 技術管理費 技術管理費は、精度管理費 <u>及び</u> 成果検定費で構成する。	<u>5)</u> 技術管理費 技術管理費は、精度管理費 <u>と</u> 成果検定費で構成する。
<u>(ア)</u> 精度管理費（測量作業規程：第12条及び第13条による） 精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成、 <u>機械器具</u> の検定等に要する費用である。	<u>①</u> 精度管理費（測量作業規程：第12条及び第13条による） 精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成 <u>及び</u> 機械器具の検定等に要する費用である。
<u>(イ)</u> 成果検定費（測量作業規程：第14条及び第15条による） 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して、検定が必要な場合に計上する。	<u>②</u> 成果検定費（測量作業規程：第14条及び第15条による） 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して、検定が必要な場合に計上する。
[削る]	<u>なお、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。</u>
[削る]	<u>また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。</u>
(2) [略]	(2) [略]
(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。 なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて諸経費として計上する。	(3) 一般管理費等 [略] 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。 なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて諸経費として計上する。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
3-2・3-3 [略]	3-2・3-3 [略]
4 測量業務費の積算 [略]	4 測量業務費の積算 [略]

改正後

4-1 測量作業費

(1) 直接測量費

当該測量作業に必要な直接測量費を積上げて算定する。
直接測量費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

(ア) [略]

(イ) [略]

イ [略]

ウ [略]

エ 直接経費

当該測量に必要な直接経費を積上げて算定する。

なお、旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について）」に準じて算定する。

また、安全費は4-3により算定する。

オ 技術管理費

(ア) 精度管理費

精度管理費は、4-4により算定する。

(イ) 成果検定費

成果検定費は、次式により算定して得た額とする。

測量内容によって測量成果検定料に電子納品検定料が含まれている場合と別途計上の場合があるため、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。

なお、成果検定費は諸経費の対象とはしない。

(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業量)

(2) 諸経費

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く）を対象とし、別表-1により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

なお、測量業務と地質・土質調査業務を一括して発注する場合は、個々の積算基準に基づき業務費を算定し、合算するものとする。

4-2 [略]

4-3 安全費の積算

安全費は、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要な経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算出した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。

(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

(安全費) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費等) } × (安全費率)

(注) 1 直接測量費は、安全費を含まない費用である。

2 往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。

3 成果検定費等には登記手数料を含む。

安全費率は、表4-1を標準とする。

(2) (1)によりがたい場合、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

現行

4-1 測量作業費

(1) 直接測量費

当該測量作業に必要な直接測量費を積上げて算定する。
直接測量費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1) 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

① [略]

② [略]

2) [略]

3) [略]

4) 直接経費

当該測量に必要な直接経費を積上げて算定する。

なお、旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について）」に準じて算定する。

[新設]

[新設]

(2) 諸経費

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く）を対象とし、別表-1により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。

なお、測量業務と地質・土質調査業務を一括して発注する場合は、個々の積算基準に基づき業務費を算定し、合算するものとする。

4-2 [略]

[新設]

改正後

現行

表4-1 安全費率

場所	地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
主として現道上		4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

4-4 精度管理費の積算

精度管理費は、当該測量項目の直接測量費のうち直接人件費及び機械経費の合計額に表4-2の精度管理費係数を乗じて算出する。

$$\text{精度管理費} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{機械経費}) \} \times (\text{精度管理費係数})$$

表4-2 精度管理費係数表

測量作業種別		精度管理費係数	
基準点測量	基準点測量	1級基準点測量	0.10
		2級基準点測量	0.09
		3級基準点測量	0.09
		4級基準点測量	0.09
	水準測量	1級水準測量(レベル等による)	0.09
		2級水準測量(レベル等による)	0.09
		3級水準測量(レベル等による)	0.09
		4級水準測量(レベル等による)	0.09
応用測量	路線測量	線形決定	0.10
		IP設置測量	0.10
		中心線測量	0.10
		縦断測量	0.10
		横断測量	0.10
地形測量	現地測量	0.05	

(注) 1 基準点測量及び水準測量に伴う基準点設置及び水準点設置も精度管理費係数の対象を含む。

2 精度管理費係数は同種測量であっても、その内容が技術的に極めて高度であるか、又は複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増加することができる。

3 精度管理費係数には、第三者による成果検定の費用は含まない。

4-5 [略]

別表-1 [略]

[新設]

4-3 [略]

別表-1 [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)
<p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 施設機械設備工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 製作工事原価</p> <p>製作工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 直接製作費</u></p> <p><u>ア</u> 材料費</p> <p>製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> 直接経費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接製作費</u></p> <p>工場(据付工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用(システム設計費用を除く)である。</p> <p>なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。</p> <p><u>ア</u> 間接労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 工場管理費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> 通信交通費</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 施設機械設備工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 製作工事原価</p> <p>製作工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p><u>1) 直接製作費</u></p> <p><u>(1) 材料費</u></p> <p>製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 直接経費</u></p> <p>設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>2) 間接製作費</u></p> <p>工場(据付工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用(システム設計費用を除く)である。</p> <p>なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。</p> <p><u>(1) 間接労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 工場管理費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(カ) [略] <u>(キ)</u> [略] <u>(ク)</u> [略] <u>(ケ)</u> [略] <u>(コ)</u> [略] <u>(サ)</u> [略] <u>(シ)</u> [略] <u>(ス)</u> [略] <u>(セ)</u> [略] <u>(ソ)</u> [略] <u>(タ)</u> [略] <u>(チ)</u> [略] <u>(ツ)</u> [略] <u>(テ)</u> [略] <u>(ト)</u> 雑費 <u>(ア)</u> から <u>(テ)</u> までに属さない諸費用。</p>	<p><u>ハ</u> [略] <u>ト</u> [略] <u>チ</u> [略] <u>リ</u> [略] <u>ヌ</u> [略] <u>ル</u> [略] <u>ヲ</u> [略] <u>ワ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>ヨ</u> [略] <u>タ</u> [略] <u>レ</u> [略] <u>ソ</u> [略] <u>ツ</u> [略] <u>ネ</u> 雑費 <u>イ</u> から <u>ツ</u> までに属さない諸費用。</p>
<p>2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直接工事費 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> 材料費 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>カ</u> 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。</p> <p>(2) 間接工事費 <u>ア</u> 共通仮設費</p>	<p>2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 <u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。 <u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>ハ</u> [略] <u>ニ</u> [略] <u>ホ</u> [略] <u>(6)</u> 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。</p> <p>2) 間接工事費 <u>(1)</u> 共通仮設費</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>共通仮設費の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 現場管理費</p> <p>工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>(ク)</u> [略]</p> <p><u>(ケ)</u> [略]</p> <p><u>(コ)</u> [略]</p> <p><u>(サ)</u> [略]</p> <p><u>(シ)</u> [略]</p> <p><u>(ス)</u> [略]</p> <p><u>(セ)</u> [略]</p> <p><u>(ソ)</u> 雑費</p> <p><u>(ア)</u> から <u>(セ)</u> までに属さない諸費用。</p> <p><u>ウ</u> 据付間接費</p> <p>据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>(ク)</u> [略]</p> <p><u>(ケ)</u> [略]</p> <p><u>(コ)</u> [略]</p> <p><u>(サ)</u> [略]</p> <p><u>(シ)</u> [略]</p>	<p>共通仮設費の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 現場管理費</p> <p>工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>リ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ル</u> [略]</p> <p><u>ヲ</u> [略]</p> <p><u>ヅ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>ヨ</u> 雑費</p> <p><u>イ</u> から <u>カ</u> までに属さない諸費用。</p> <p><u>(3)</u> 据付間接費</p> <p>据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>リ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ル</u> [略]</p> <p><u>ヲ</u> [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(ス)</u> [略]</p> <p><u>(セ)</u> 雑費</p> <p><u>(ア)</u> から <u>(ス)</u> までに属さない諸費用。</p> <p>2-3 設計技術費</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>2-4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 一般管理費</p> <p>工事の施工に当たる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p><u>ク</u> [略]</p> <p><u>ケ</u> [略]</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p><u>タ</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>ツ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 付加利益</p> <p>施工に当たる企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p>	<p><u>ㄥ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> 雑費</p> <p><u>イ</u> から <u>ㄥ</u> までに属さない諸費用。</p> <p>2-3 設計技術費</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p>2-4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>1)</u> 一般管理費</p> <p>工事の施工に当たる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> 付加利益</p> <p>施工に当たる企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>オ</u> [略]</p> <p>2-5 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直接製作費</p> <p><u>ア</u> 材料費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ア</u> 機器単体費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>エ</u> 塗装費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p>(2) 間接製作費</p> <p><u>ア</u> 間接労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 工場管理費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>(1) 直接工事費</p> <p>据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2-5 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接製作費</p> <p><u>(1) 材料費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 機器単体費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(3) 労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(4) 塗装費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2) 間接製作費</p> <p><u>(1) 間接労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>(2) 工場管理費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>1) 直接工事費</p> <p>据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後				現 行																													
<p><u>ア</u> 輸送費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 材料費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>エ</u> 塗装費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> 仮設費</p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。</p> <p>また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接工事費</u></p> <p><u>ア</u> 共通仮設費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象						<p><u>(1) 輸送費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(2) 材料費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(3) 労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>(4) 塗装費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 仮設費</u></p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。</p> <p>また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接工事費</u></p> <p><u>(1) 共通仮設費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象					
適用条件			補正 係数	適用 優先																													
施工地域区分	工種区分	対象																															
適用条件			補正 係数	適用 優先																													
施工地域区分	工種区分	対象																															

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後					現行				
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注 1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注 1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注 1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.2	2	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注 1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.2	2
市街地（DID補正）	全ての工種（注 1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	市街地（DID補正）	全ての工種（注 1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	全ての工種（注 1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	山間僻地及び離島	全ての工種（注 1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
中山間地域	全ての工種（注 1）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	5	中山間地域	全ての工種（注 1）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	5
(注) 1 <u> </u> [略] (注) 2 <u> </u> [略]					(注) 1 <u> </u> [略] (注) 2 <u> </u> [略]				
b [略] c [略]					b [略] c [略]				
<u>イ</u> 現場管理費					<u>(2)</u> 現場管理費				
<u>(ア)</u> [略]					<u>イ</u> [略]				
<u>(イ)</u> [略]					<u>ロ</u> [略]				
<u>(ウ)</u> [略]					<u>ハ</u> [略]				
<u>(エ)</u> [略]					<u>ニ</u> [略]				
<u>(オ)</u> [略]					<u>ホ</u> [略]				
<u>(カ)</u> [略]					<u>ヘ</u> [略]				
<u>(キ)</u> 施工地域を考慮した現場管理費率の補正					<u>ト</u> 施工地域を考慮した現場管理費率の補正				
a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。					a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。				
(注) 1 <u> </u> [略]					(注) 1 <u> </u> [略]				
(注) 2 <u> </u> [略]					(注) 2 <u> </u> [略]				
b [略]					b [略]				
c [略]					c [略]				
<u>ウ</u> 据付間接費					<u>(3)</u> 据付間接費				
<u>(ア)</u> [略]					<u>イ</u> [略]				
<u>(イ)</u> [略]					<u>ロ</u> [略]				
<u>(ウ)</u> [略]					<u>ハ</u> [略]				
<u>(エ)</u> [略]					<u>ニ</u> [略]				
3-3 設計技術費					3-3 設計技術費				
<u>(1)</u> [略]					<u>1)</u> [略]				
<u>(2)</u> [略]					<u>2)</u> [略]				
<u>(3)</u> [略]					<u>3)</u> [略]				
<u>(4)</u> [略]					<u>4)</u> [略]				

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行												
<p><u>(5)</u> [略]</p> <p>3-4 一般管理費等</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器単体費補正係数)</p> <p><u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]</p> <p>3-5 [略]</p> <p>3-6 [略]</p> <p>3-7 支給品の取扱い</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>3-8 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記の1)～3)に示すものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th style="width: 45%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 現場管理費 一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略]</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	<p><u>5)</u> [略]</p> <p>3-4 一般管理費等</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率 = (標準一般管理費等率) × (前払金支出割合補正係数) × (機器単体費補正係数)</p> <p><u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略]</p> <p>3-5 [略]</p> <p>3-6 [略]</p> <p>3-7 支給品の取扱い</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p>3-8 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記の1)～3)に示すものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は次表のとおりとする。</p> <p><u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th style="width: 45%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 現場管理費 一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u> </u> [略] 2. <u> </u> [略] 3. <u> </u> [略]</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合											
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。											
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合											
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。											

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行																
3-9 [略]	3-9 [略]																
3-10 [略]	3-10 [略]																
3-11 [略]	3-11 [略]																
表-3・1 [略]	表-3・1 [略]																
表-3・2 [略]	表-3・2 [略]																
表-3・3 [略]	表-3・3 [略]																
表-3・4 [略]	表-3・4 [略]																
表-3・5 [略]	表-3・5 [略]																
表-3・6 [略]	表-3・6 [略]																
表-3・7 [略]	表-3・7 [略]																
表-3・8 標準設計技術費率	表-3・8 [略]																
表-3・9 標準一般管理費等率	表-3・9 標準一般管理費等率																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>26.17%</u></td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td> $G_1 = \underline{-1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>22.18%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	<u>26.17%</u>	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	<u>22.18%</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>27.00%</u></td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td> $G_1 = \underline{-2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>18.76%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	<u>27.00%</u>	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	<u>18.76%</u>
対象額	標準一般管理費等率																
500万円以下	<u>26.17%</u>																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	<u>22.18%</u>																
対象額	標準一般管理費等率																
500万円以下	<u>27.00%</u>																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	<u>18.76%</u>																
(注) [略]	(注) [略]																
表-3・10 [略]	表-3・10 [略]																
表-3・11 [略]	表-3・11 [略]																

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価</p> <p>工場製作原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 直接製作費</u></p> <p><u>ア</u> 材料費</p> <p>製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接製作費</u></p> <p>工場(架設工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に要する費用である。</p> <p><u>ア</u> 間接労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 工場管理費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>(ク)</u> [略]</p> <p><u>(ケ)</u> [略]</p> <p><u>(コ)</u> [略]</p>	<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価</p> <p>工場製作原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p><u>1) 直接製作費</u></p> <p><u>(1) 材料費</u></p> <p>製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>2) 間接製作費</u></p> <p>工場(架設工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に要する費用である。</p> <p><u>(1) 間接労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>(2) 工場管理費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>リ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p>

改正後	現 行
<p><u>(サ)</u> [略] <u>(シ)</u> [略] <u>(ス)</u> [略] <u>(セ)</u> [略] <u>(ソ)</u> [略] <u>(タ)</u> [略] <u>(チ)</u> [略] <u>(ツ)</u> [略] <u>(テ)</u> [略] <u>(ト)</u> 雑費 <u>(ア)</u> から <u>(テ)</u> までに属さない諸費用。</p>	<p><u>ル</u> [略] <u>ヲ</u> [略] <u>ワ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>ヨ</u> [略] <u>タ</u> [略] <u>レ</u> [略] <u>ソ</u> [略] <u>ツ</u> [略] <u>ネ</u> 雑費 <u>イ</u> から <u>ツ</u> までに属さない諸費用。</p>
<p>2-2 架設工事原価</p>	<p>2-2 架設工事原価</p>
<p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p>	<p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p>
<p>(1) 直接工事費</p>	<p>1) 直接工事費</p>
<p><u>ア</u> [略]</p>	<p><u>(1)</u> [略]</p>
<p><u>イ</u> 架設費</p>	<p><u>(2)</u> 架設費</p>
<p><u>(ア)</u> [略]</p>	<p><u>イ</u> [略]</p>
<p><u>(イ)</u> [略]</p>	<p><u>ロ</u> [略]</p>
<p><u>ウ</u> [略]</p>	<p><u>(3)</u> [略]</p>
<p><u>エ</u> [略]</p>	<p><u>(4)</u> [略]</p>
<p><u>オ</u> 直接経費</p>	<p><u>(5)</u> 直接経費</p>
<p>工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、特別経費等に要する費用である。</p>	<p>工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、特別経費等に要する費用である。</p>
<p><u>(ア)</u> [略]</p>	<p><u>イ</u> [略]</p>
<p><u>(イ)</u> [略]</p>	<p><u>ロ</u> [略]</p>
<p><u>(ウ)</u> [略]</p>	<p><u>ハ</u> [略]</p>
<p><u>(エ)</u> [略]</p>	<p><u>ニ</u> [略]</p>
<p><u>カ</u> [略]</p>	<p><u>(6)</u> [略]</p>
<p>(2) 間接工事費</p>	<p>2) 間接工事費</p>
<p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p>	<p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p>
<p><u>ア</u> [略]</p>	<p><u>(1)</u> [略]</p>
<p><u>イ</u> [略]</p>	<p><u>(2)</u> [略]</p>
<p>2-3 [略]</p>	<p>2-3 [略]</p>
<p>2-4 [略]</p>	<p>2-4 [略]</p>

改正後

現行

3 請負工事費の積算

3-1 工場製作原価

工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

(1) 直接製作費

ア 材料費

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

イ 労務費

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

ウ 塗装費

(ア) [略]

(イ) [略]

(2) 間接製作費

ア 間接労務費

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

イ 工場管理費

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

(エ) [略]

3-2 架設工事原価

(1) 直接工事費

据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。

ア [略]

イ 架設費

(ア) [略]

(イ) [略]

ウ 塗装費

(ア) [略]

(イ) [略]

3 請負工事費の積算

3-1 工場製作原価

工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

1) 直接製作費

(1) 材料費

イ [略]

ロ [略]

ハ [略]

(2) 労務費

イ [略]

ロ [略]

ハ [略]

(3) 塗装費

イ [略]

ロ [略]

2) 間接製作費

(1) 間接労務費

イ [略]

ロ [略]

ハ [略]

(2) 工場管理費

イ [略]

ロ [略]

ハ [略]

ニ [略]

3-2 架設工事原価

1) 直接工事費

据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 架設費

イ [略]

ロ [略]

(3) 塗装費

イ [略]

ロ [略]

改正後	現 行
<p> <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>(2)</u> 間接工事費 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] </p> <p> 3-3 [略] 3-4 [略] 3-5 [略] 3-6 支給品の取扱い <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] </p> <p> 3-7 [略] 3-8 [略] 3-9 [略] </p>	<p> <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略] <u>2)</u> 間接工事費 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] </p> <p> 3-3 [略] 3-4 [略] 3-5 [略] 3-6 支給品の取扱い <u>1)</u> [略] <u>2)</u> 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] </p> <p> 3-7 [略] 3-8 [略] 3-9 [略] </p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 製作工事価格 製作工事の費目は、次のとおりとする。 <u>(1)</u> [略]</p> <p>2-2 据付工事価格 据付工事の費目は、次のとおりとする。 <u>(1) 直接工事費</u> <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>(2) 間接工事費</u> 間接工事費は、共通仮設費、現場管理費及び機器間接費から構成される。 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> 機器間接費 機器間接費は、技術者間接費及び機器管理費から構成される。 <u>(ア)</u> 技術者間接費 <u>(イ)</u> 機器管理費 <u>(3)</u> [略]</p>	<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 製作工事価格 製作工事の費目は、次のとおりとする。 <u>1)</u> [略]</p> <p>2-2 据付工事価格 据付工事の費目は、次のとおりとする。 <u>1) 直接工事費</u> <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4) 直接経費</u> 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。 <u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>ハ</u> [略] <u>ニ</u> [略] <u>ホ</u> [略] <u>(5)</u> [略] <u>2) 間接工事費</u> 間接工事費は、共通仮設費、現場管理費及び機器間接費から構成される。 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] <u>(3) 機器間接費</u> 機器間接費は、技術者間接費及び機器管理費から構成される。 <u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>3)</u> [略]</p>

改正後	現 行
<p>2-3 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事価格</p> <p>製作工事にかかる積算は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 機器単体費</u></p> <p>機器単体費は、(機器数量)×(単価)とする。</p> <p>3-2 据付工事価格</p> <p>据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 直接工事費</u></p> <p><u>ア</u> 輸送費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 材料費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> 仮設費</p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。</p> <p>また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接工事費</u></p> <p><u>ア</u> 共通仮設費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p>	<p>2-3 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事価格</p> <p>製作工事にかかる積算は、次のとおりとする。</p> <p><u>1) 機器単体費</u></p> <p>機器単体費は、(機器数量)×(単価)とする。</p> <p>3-2 据付工事価格</p> <p>据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p><u>1) 直接工事費</u></p> <p><u>(1) 輸送費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 材料費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(3) 労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 仮設費</u></p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。</p> <p>また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>2) 間接工事費</u></p> <p><u>(1) 共通仮設費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p>

改正後

現行

イ [略]

ウ 機器間接費

(ア) [略]

(イ) 機器管理費

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

(2) [略]

(3) 機器間接費

イ [略]

ロ [略]

3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。

表-5・1 技術者間接費率 (%)

設備区分		技術者間接費率 (K)	備考
種別	細別		
受変電設備	特高	170	
	高圧	120	
発電設備	水力	150	
	高圧	80	
	低圧	80	
無停電電源装置		50	
直流電源装置		50	
トンネル非常警報設備		50	
道路情報表示装置		80	
移動通信設備		80	
多重無線通信設備		110	
衛星通信地球局設備		150	
テレメータ・テレコントロール、放流警報設備		90	
電話交換設備		110	
CCTV設備		80	
レーダ雨(雪)量計設備		170	
情報処理設備		170	

(注) 1_ [略]

2_ [略]

表-5・2 [略]

ア 算定式

(ア) [略]

(イ) [略]

表-5・1 技術者間接費率 (%)

設備区分		技術者間接費率 (K)	備考
種別	細別		
受変電設備	特高	170	
	高圧	120	
発電設備	水力	150	
	高圧	80	
	低圧	80	
無停電電源装置		50	
直流電源装置		50	
トンネル非常警報設備		50	
道路情報表示装置		80	
移動通信設備		80	
多重無線通信設備		110	
衛星通信地球局設備		150	
テレメータ・テレコントロール、放流警報設備		90	
電話交換設備		110	
CCTV設備		80	
レーダ雨(雪)量計設備		170	
情報処理設備		170	

(注) 1_ [略]

2_ [略]

表-5・2 [略]

(1) 算定式

① [略]

② [略]

改正後	現行
<p>3-3 [略] 3-4 [略] 3-5 [略]</p>	<p>3-3 [略] 3-4 [略] 3-5 [略]</p>

○施設機械設備点検・整備積算基準の制定について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2140 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 施設機械設備点検・整備積算基準	別紙 施設機械設備点検・整備積算基準
第 1 [略]	第 1 [略]
第 2 [略]	第 2 [略]
第 3 点検・整備費の費目	第 3 点検・整備費の費目
点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。	点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。
1 点検・整備原価	1 点検・整備原価
1-1 材料費	1-1 材料費
<u>(1)</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>(2)</u> [略]	<u>2)</u> [略]
1-2 直接経費	1-2 直接経費
点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。	点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。
<u>(1)</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>(2)</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>4)</u> [略]
1-3 [略]	1-3 [略]
1-4 [略]	1-4 [略]
1-5 共通仮設費	1-5 共通仮設費
<u>(1)</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>(2)</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>5)</u> [略]
1-6 [略]	1-6 [略]
1-7 [略]	1-7 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]

4 [略]

第4 点検・整備費の積算

点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。

1 点検・整備原価

1-1 材料費

(1) 直接材料費

ア [略]

イ [略]

(2) 補助材料費

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

1-2 直接経費

(1) [略]

(2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。

ア [略]

イ [略]

(3) [略]

(4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

1-3 直接労務費

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

1-4 塗装費

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

1-5 共通仮設費

4 [略]

第4 点検・整備費の積算

点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。

1 点検・整備原価

1-1 材料費

1) 直接材料費

(1) [略]

(2) [略]

2) 補助材料費

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

1-2 直接経費

1) [略]

2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

3) [略]

4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

1-3 直接労務費

1) [略]

2) [略]

3) [略]

4) [略]

5) [略]

1-4 塗装費

1) [略]

2) [略]

3) [略]

1-5 共通仮設費

改正後

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 派遣費
 - ア [略]
 - イ [略]
 - ウ [略]
 - エ [略]
- (6) [略]
- (7) 安全費
 - ア 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
 - (ア) [略]
 - (イ) [略]
 - (ウ) [略]
 - (エ) [略]
 - イ 積上げによる安全費は次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特別仕様書に明示するものとする。

 - (ア) [略]
 - (イ) [略]
 - (ウ) [略]
 - (エ) [略]
 - (オ) [略]
 - (カ) [略]
 - (キ) [略]
- (8) 技術管理費
 - ア 共通仮設費率に含まれる技術管理費は次のとおりとする。
 - (ア) 点検・整備における工程管理に要する費用。
 - (イ) 点検・整備における出来形管理に要する費用。
 - (ウ) 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要写真管理に要する費用。
 - (エ) 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
 - (オ) 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）。
 - (カ) その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。
 - キ [略]
- 1-6 現場管理費
 - (1) [略]
 - (2) [略]
 - (3) [略]
- 1-7 点検整備間接費
 - (1) [略]

現 行

- 1) [略]
- 2) [略]
- 3) [略]
- 4) [略]
- 5) 派遣費
 - (1) [略]
 - (2) [略]
 - (3) [略]
 - (4) [略]
- 6) [略]
- 7) 安全費
 - (1) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
 - イ [略]
 - ロ [略]
 - ハ [略]
 - ニ [略]
 - (2) 積上げによる安全費は次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特別仕様書に明示するものとする。

 - イ [略]
 - ロ [略]
 - ハ [略]
 - ニ [略]
 - ホ [略]
 - ヘ [略]
 - ト [略]
- 8) 技術管理費
 - (1) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は次のとおりとする。
 - イ 点検・整備における工程管理に要する費用。
 - ロ 点検・整備における出来形管理に要する費用。
 - ハ 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要写真管理に要する費用。
 - ニ 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。
 - [新設]
 - ホ その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用。
 - (2) [略]
- 1-6 現場管理費
 - 1) [略]
 - 2) [略]
 - 3) [略]
- 1-7 点検整備間接費
 - 1) [略]

改正後

(2) [略]

(3) [略]

2 一般管理費等

(1) 一般管理費等の積算は（点検・整備原価）×（一般管理費等率）とする。

ア [略]

3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

4 [略]

5 支給品の取扱い

(1) [略]

(2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。

ア [略]

(3) [略]

6 [略]

現 行

2) [略]

3) [略]

2 一般管理費等

1) 一般管理費等の積算は（点検・整備原価）×（一般管理費等率）とする。

(1) [略]

3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。

1) [略]

2) [略]

3) [略]

4) [略]

4 [略]

5 支給品の取扱い

1) [略]

2) 支給品の現場管理費に対する取扱いは次による。

(1) [略]

3) [略]

6 [略]

○ 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>Ⅲ. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項</p> <p>第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法</p> <p>1. ・ 2. [略]</p> <p>3. 積み上げ計算による算定</p> <p>別表 1 営繕費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>営繕費の積み上げ計算方法を示されたい。</p> </div> <p>火薬類を使用する工事においては、下記により火薬庫類に要する費用を計上するものとする。</p> <p>3-5-1 火薬庫等の積算 [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 積算方法</p> <p>ア 火薬庫類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 火薬庫類の営繕損料</p> <p style="text-align: center;">1 現場当り火薬庫類損料 [略]</p> <p>(注) 1. [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">a. <u>2年を超え4年以下</u>の場合は、上表損料の40%増とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">b. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>Ⅲ. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項</p> <p>第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法</p> <p>1. ・ 2. [略]</p> <p>3. 積み上げ計算による算定</p> <p>別表 1 営繕費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>営繕費の積み上げ計算方法を示されたい。</p> </div> <p>火薬類を使用する工事においては、下記により火薬庫類に要する費用を計上するものとする。</p> <p>3-5-1 火薬庫等の積算 [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 積算方法</p> <p>ア 火薬庫類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 火薬庫類の営繕損料</p> <p style="text-align: center;">1 現場当り火薬庫類損料 [略]</p> <p>(注) 1. [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">a. <u>2～4年</u>の場合は、上表損料の40%増とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">b. [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>イ [略]</p>

○ 設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（平成13年3月29日付け12農振第1978号農林水産省農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務等の価格積算基準等の留意事項</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 旅費交通費の積算</p> <p>5-1・5-2 [略]</p> <p>5-3 現地作業旅費交通費の積算 5-3-1・5-3-2 [略]</p> <p>5-3-3 現地作業旅費交通費の積算例 (1) 滞在（技術者単価は、<u>令和4年</u>4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している） 1)～3) [略]</p> <p>5-4 打合せ旅費交通費の積算 5-4-1・5-4-2 [略]</p> <p>5-4-3 打合せ旅費交通費の積算例 (1) 滞在（技術者単価は、<u>令和4年</u>4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している） 1)～3) [略]</p> <p>5-5 [略]</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務等の価格積算基準等の留意事項</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 旅費交通費の積算</p> <p>5-1・5-2 [略]</p> <p>5-3 現地作業旅費交通費の積算 5-3-1・5-3-2 [略]</p> <p>5-3-3 現地作業旅費交通費の積算例 (1) 滞在（技術者単価は、<u>令和3年</u>4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している） 1)～3) [略]</p> <p>5-4 打合せ旅費交通費の積算 5-4-1・5-4-2 [略]</p> <p>5-4-3 打合せ旅費交通費の積算例 (1) 滞在（技術者単価は、<u>令和3年</u>4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している） 1)～3) [略]</p> <p>5-5 [略]</p>

5-6 日当、宿泊費単価

(1) 日当及び宿泊費

(令和4年4月1日現在)

職 種	普通旅費			摘 要
	日 当	宿 泊 費		
		甲 地 方	乙 地 方	
調査業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1) ~ (4) [略]

(2) 滞在して業務を行う場合の宿泊費

(令和4年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30日未満	30以上60日 未満	60日以上	
調査業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)・(2) [略]

5-7 [略]

第3 [略]

5-6 日当、宿泊費単価

(1) 日当及び宿泊費

(令和3年4月1日現在)

職 種	普通旅費			摘 要
	日 当	宿 泊 費		
		甲 地 方	乙 地 方	
調査業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1) ~ (4) [略]

(2) 滞在して業務を行う場合の宿泊費

(令和3年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30日未満	30以上60日 未満	60日以上	
調査業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)・(2) [略]

5-7 [略]

第3 [略]

改正後

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

[略]

1. 共通

項目	質疑	回答
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]
1-2. 工期算定方法	[略]	[略]
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。

番号	図書名	内容	制定日等	通知者等
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 令和4年3月	農村振興局長
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 令和4年3月	農村振興局整備部長
3	設計業務照査の手引書(案)	設計業務の照査を行う場合等に使用する資料	令和4年3月一部改正	農村振興局整備部長
4	設計業務照査の手引書作成要領(記入例)(案)	設計業務照査の手引き書の記入例	令和4年3月一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 積算基準班長
5	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	[略]	[略]	[略]
6	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	[略]	[略]	[略]
7	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	[略]	[略]	[略]
8	電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)	[略]	[略]	[略]
9	設計業務等の電子納品要領(案)	[略]	[略]	[略]
10	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	[略]	[略]	[略]
11	測量成果電子納品要領(案)	[略]	[略]	[略]
12	電子化図面データの作成要領(案)	[略]	[略]	[略]
13	電子化写真データの作成要領(案)	[略]	[略]	[略]
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 令和4年3月	農村振興局整備部長
15	設計業務報告書標準様式(案)	[略]	[略]	[略]

現行

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

[略]

1. 共通

項目	質疑	回答
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]
1-2. 工期算定方法	[略]	[略]
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。

番号	図書名	内容	制定日等	通知者等
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 令和3年3月	農村振興局長
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 令和3年3月	農村振興局整備部長
3	設計業務照査の手引書(案)	設計業務の照査を行う場合等に使用する資料	令和3年3月一部改正	農村振興局整備部長
4	設計業務照査の手引書作成要領(記入例)(案)	設計業務照査の手引き書の記入例	令和3年3月一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 積算基準班長
5	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	[略]	[略]	[略]
6	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	[略]	[略]	[略]
7	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	[略]	[略]	[略]
8	電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)	[略]	[略]	[略]
9	設計業務等の電子納品要領(案)	[略]	[略]	[略]
10	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	[略]	[略]	[略]
11	測量成果電子納品要領(案)	[略]	[略]	[略]
12	電子化図面データの作成要領(案)	[略]	[略]	[略]
13	電子化写真データの作成要領(案)	[略]	[略]	[略]
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 平成26年3月	農村振興局整備部長
15	設計業務報告書標準様式(案)	[略]	[略]	[略]

16	土地改良工事数量算出要領(案)	農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事において、工事数量を算出する場合に適用	令和4年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
17	測量作業規程	[略]	[略]	[略]
[略]				

1-4. 設計等における数値の扱い [略]

設計表示単位の取扱い
(1) ~ (5) [略]

設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算表示(※1)		契約表示(※2)	
				単位	数値	単位	数値
調査業務	直接調査費	機械ボーリング	[略]	[略]			
		サウンディング及び原位置試験	スクリーウエイト貫入試験(スウェーデン式サウンディング試験)	m	0.1	m	0.1
			機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験	m	0.1	m	0.1
		ポータブルコーン貫入試験		[略]			
	運搬費(現場内小運搬)	人肩運搬	[略]				
		特装車運搬(クローラ運搬)	[略]				
モノレール運搬		[削る]	[削る]	[削る]	[削る]		
仮設費		[略]	[略]				
測量業務	[略]						

[以下略]

1-5. 技術者の職種区分 [略]

1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り [略]

1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合 [略]

1-8. 電子成果品作成費の計上方法 [略]

16	土地改良工事数量算出要領(案)	農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事において、工事数量を算出する場合に適用	令和3年3月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
17	測量作業規程	[略]	[略]	[略]
[略]				

1-4. 設計等における数値の扱い [略]

設計表示単位の取扱い
(1) ~ (5) [略]

設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算表示(※1)		契約表示(※2)	
				単位	数値	単位	数値
調査業務	直接調査費	機械ボーリング	[略]	[略]			
		サウンディング及び原位置試験	スウェーデン式サウンディング	m	0.1	m	0.1
			オランダ式二重管コーン貫入試験	m	0.1	m	0.1
		ポータブルコーン貫入試験		[略]			
	運搬費(現場内小運搬)	人肩運搬	[略]				
		特装車運搬(クローラ運搬)	[略]				
モノレール運搬		[削る]	[削る]	[削る]	[削る]		
仮設費		[略]	[略]				
測量業務	[略]						

[以下略]

1-5. 技術者の職種区分 [略]

1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り [略]

1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合 [略]

1-8. 電子成果品作成費の計上方法 [略]

2. 調査業務

項目	質 疑	回 答
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	地質・土質調査業務の一般調査費、解析等調査業務費の算出方法を例示されたい。	<p>(例)</p> <p>1) 一般調査費 (A) <u>直接調査費+間接調査費</u> 1,000,000円 (技術解析に要する経費を除く) (B) 諸経費 <u>599,000円</u> ((A) × <u>59.9%</u>)</p> <p>2) 解析等調査業務費 (C) 直接人件費 240,000円 <u>(C') 直接経費 (積上分) 0円※</u> (D) その他原価 129,000円 ((C) × α / (1-α)) α : 35%</p> <p>(E) 一般管理費等 198,000円 (((C)+<u>(C')</u>)+(D)) × β / (1-β)) β : 35%</p> <p>3) 調査業務価格 調査業務価格 = (A) + (B) + (C) + <u>(C')</u> + (D) + (E) = <u>2,166,000円</u></p> <p>※本計算例において直接経費 (積上分) は計上していない。</p>
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	[略]	[略]
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	[略]	[略]
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	[略]	[略]
2-5. 現場内小運搬の積算例	[略]	[略]
2-6. 室内土質試験等	[略]	[略]
2-7. 解析等調査業務	[略]	[略]

3. ~5. [略]

2. 調査業務

項目	質 疑	回 答
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	地質・土質調査業務で <u>高度な技術を要する場合</u> の一般調査費、解析等調査業務費の算出方法を例示されたい。	<p>(例)</p> <p>1) 一般調査費 (A) <u>純調査費</u> 1,000,000円 (技術解析に要する経費を除く) (B) 諸経費 <u>471,000円</u> ((A) × <u>47.1%</u>)</p> <p>2) 解析等調査業務費 (C) 直接人件費 240,000円 <u>[新設]</u> (D) その他原価 129,000円 ((C) × α / (1-α)) α : 35%</p> <p>(E) 一般管理費等 198,000円 (((C)+(D)) × β / (1-β)) β : 35%</p> <p>3) 調査業務価格 調査業務価格 = (A) + (B) + (C) + (D) + (E) = <u>2,038,000円</u></p> <p><u>[新設]</u></p>
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	[略]	[略]
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	[略]	[略]
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	[略]	[略]
2-5. 現場内小運搬の積算例	[略]	[略]
2-6. 室内土質試験等	[略]	[略]
2-7. 解析等調査業務	[略]	[略]

3. ~5. [略]

6. 現場技術業務

項目	質疑	回答
6-1. 設計変更の積算方法	現場技術業務の変更積算方法を示されたい。	<p>変更の積算は次によるものとする。</p> <p>(1) 直接人件費 一般勤務は契約条件として明示された業務内容又は業務期間に変更のない限り変更契約はしない。 [削る]</p> <p>(2) 直接経費 ア [略] イ [略]</p> <p>(3) <u>その他原価、一般管理費等は直接人件費、旅費交通費、現場経費を変更した場合には変更する。</u></p>
6-2. 標準的な計算例	標準的な計算例を示されたい。	<p>[現場技術業務(監督支援型)の価格積算に関する計算例] (技術者単価は令和4年度を用いている。) 【計算例の条件】 [略]</p> <p>(計算例) [削る]</p> <p>業務期間(月数) = 95日間 / (30.4日/月) = 3.1ヶ月 (小数点以下第2位四捨五入、第1位止め)</p> <p>[略]</p> <p><u>(1) 直接人件費の計上方法</u> ア 一般勤務に係る費用の積算方法 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間(日数単位)に<u>係数(0.64)及び該当職種の基準日額</u>を乗じて求めるものとする。</p> <p>[削る]</p> <p>(計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 [削る] 一般勤務の人件費 = 業務期間(日数) × 係数(0.64) × 技師Cの基準日額 = 95日間 × 0.64 × 32,800円 = 1,994,240円</p> <p>[削る]</p>

6. 現場技術業務

項目	質疑	回答
6-1. 設計変更の積算方法	現場技術業務の変更積算方法を示されたい。	<p>変更の積算は次によるものとする。</p> <p>(1) 直接人件費 <u>1) 一般勤務は契約条件として明示された業務内容又は業務期間に変更のない限り変更契約はしない。</u> <u>2) 超過勤務時間は、契約条件として明示された業務内容、業務期間に変更のない限り変更契約はしない。</u></p> <p>(2) 直接経費 <u>1) [略]</u> <u>2) [略]</u></p> <p>(3) <u>間接業務費は直接業務費の変更に伴い変更を行う。</u></p>
6-2. 標準的な計算例	標準的な計算例を示されたい。	<p>[現場技術業務の価格積算に関する計算例] (技術者単価は令和3年度を用いている。) 【計算例の条件】 [略]</p> <p>(計算例) 履行期間(月数) = 100日間 / (30.4日/月) = 3.3ヶ月 (小数点以下第2位四捨五入、第1位止め) 業務期間(月数) = 95日間 / (30.4日/月) = 3.1ヶ月 (小数点以下第2位四捨五入、第1位止め)</p> <p>[略]</p> <p><u>1. 直接人件費の計上方法</u> <u>① 一般勤務に係る費用の積算方法</u> 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間(月数単位、<u>小数点以下第2位四捨五入、第1位止め</u>)に<u>月額単価</u>を乗じて求めるものとする。</p> <p><u>月額単価 = 該当職種の基準日額 × (19.5日/月)</u></p> <p>(計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 <u>1) 月額単価 = 32,800円 × 19.5日/月 = 639,600円</u> <u>2) 一般勤務の人件費</u> = 業務期間(月数) × 月額単価 = 3.1ヶ月 × 639,600円 = 1,982,760円</p> <p><u>② 超過勤務に係る費用の積算方法</u> <u>超過勤務は、事業(務)所において類似の業務内容における過去の超過勤務の実績等を考慮し「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成十年十二月二十八日)(労働省告示第百五十四号)に定める限度時間を遵守して必要な場合に計上する。</u> <u>なお、超過勤務の対象は業務期間とし、超過勤務に要する費用の算定は、業務期間(月数単位、小数点以下第2位四捨五入、第1位止め)に月額超過勤務単価を乗じて求める。</u></p> <p><u>(例：超過勤務時間を30時間/月として算定する場合)</u> <u>月額超過勤務単価 = 該当職種の超過勤務時間単価 × 30時間/月</u></p> <p>(計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 <u>1) 超過勤務時間単価 = 基準日額 × 1/8 × α × β</u> <u>α = 125/100又は150/100(時間外又は時間外と深夜割増)</u></p>

① 業務打合せ

業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。

打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数に乗じて求めるものとする。

なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。

業務期間3.1ヶ月(95日間)打合せ回数=3回(業務期間小数第1位四捨五入)

業務打合せは、1回当たりの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当たり1日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。

(計算例) [略]

(2) 直接経費の計上方法

事務用品費(用紙、文房具類等)及びパソコン経費は、その他原価に含まれるため原則として計上しない。

① 旅費交通費の算定方法

旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。

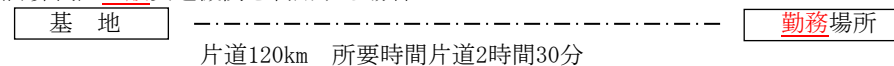
(ア) 勤務場所を国営事業所に指定する場合

a 通勤で業務を行う場合

積算上の基地から勤務場所までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道60km程度)若しくは片道所要時間1時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間2時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。

b 滞在して業務を行う場合

(計算例) 一般交通機関を利用する場合



(a) 交通費

$$\text{交通費} = (\text{運賃} + \text{特急料(急行料)}) \times \text{往復} \\ = (2,000\text{円} + 1,500\text{円}) \times 2 = 7,000\text{円(税抜き)}$$

(b) 滞在費

滞在費は業務のために現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する。

(例) 技師Cの場合(3級相当)

$$\text{滞在費} = 4,000\text{円(税抜き)} \times 30\text{日/月} \times 3.1\text{ヶ月} \\ = 372,000\text{円}$$

技術員の場合(2級相当)

$$\text{滞在費} = 3,700\text{円(税抜き)} \times 30\text{日/月} \times 3.1\text{ヶ月} \\ = 344,100\text{円}$$

(c) 勤務場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日額旅費は算定しない。

(d) 滞在費の対象日数は、30日/月とする。

$$\beta = \text{基本給構成比(50\%)}$$

$$= 32,800\text{円} \times 1/8 \times 125/100 \times 0.5$$

$$= 2,563\text{円/時間(小数点以下第1位四捨五入、円止め)}$$

2) 月額超過勤務単価

$$= 2,563\text{円/時間} \times 30\text{時間/月} = 76,890\text{円/月}$$

3) 超過勤務の件数

$$= \text{業務期間(月数)} \times \text{月額超過勤務単価}$$

$$= 3.1\text{ヶ月} \times 76,890\text{円/月} = 238,359\text{円}$$

③ 業務打合せ

業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。

打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数に乗じて求めるものとする。

なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。

業務期間3.1ヶ月(95日間)打合せ回数=3回(業務期間小数第1位四捨五入)

業務打合せは、1回当たりの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当たり1日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。

(計算例) [略]

2. 直接経費の計上方法

事務用品費(用紙、文房具類等)及びパソコン経費は、その他原価に含まれるため原則として計上しない。

① 旅費交通費の算定方法

旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。

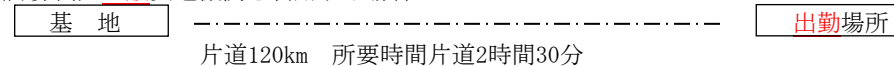
[新設]

1) 通勤で業務を行う場合

積算上の基地から出勤場所までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道60km程度)若しくは片道所要時間1時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間2時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。

2) 滞在して業務を行う場合

(計算例) 一般交通機関を利用する場合



① 交通費

$$= (\text{運賃} + \text{特急料(急行料)}) \times \text{往復} \\ = (2,000\text{円} + 1,500\text{円}) \times 2 = 7,000\text{円(税抜き)}$$

② 滞在費

滞在費は業務のために現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する。

(例) 技師Cの場合(3級相当)

$$= 4,000\text{円(税抜き)} \times 30\text{日/月} \times 3.1\text{ヶ月} \\ = 372,000\text{円}$$

技術員の場合(2級相当)

$$= 3,700\text{円(税抜き)} \times 30\text{日/月} \times 3.1\text{ヶ月} \\ = 344,100\text{円}$$

③ 出勤場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日額旅費は算定しない。

④ 滞在費の対象日数は、30日/月とする。

(イ) 勤務場所を国営事業所に指定しない場合

a 通勤で業務を行う場合

勤務場所への交通費は計上しない。なお、積算基地から現地までの外業に要する業務用自動車経費は現場経費に計上する。

b 滞在して業務を行う場合

(ア) のbに準じて計上する。

(ウ) 業務打合せに係る旅費交通費

(計算例) 日帰りでライトバン使用の場合

業務打合せ場所まで、片道30km、片道所要時間1時間程度で、打合せ回数は3回とする。

$$\begin{aligned} \text{交通費} &= \text{交通費 (1回当たり)} \times \text{打合せ回数} \\ &= 2,149 \text{円} \times 3 \text{回} = 6,447 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{交通費 (1回当たり)} &= \text{ライトバン損料(2時間)} + \text{ガソリン代} \\ &= 1,520 \text{円} + 629 \text{円} = 2,149 \text{円 (税抜き)} \end{aligned}$$

(3) 現場経費の計上方法

ア 業務用自動車に係る費用の積算方法

業務内容が現地調査、現場監督等を目的とする外業の場合、現地への移動に必要な業務用自動車経費を計上する。

業務用自動車に要する費用の算定は、外業日数に自動車日当たり損料を乗じて求めるものとする。

(計算例) 現場への移動に要する運転時間往復1時間で、外業日数40日間の場合

$$\text{(ア) 日当たり損料} = 1,320 \text{円} \text{ 「土地改良事業等機械損料算定表」より}$$

$$\text{(イ) 業務用自動車経費} = \text{外業日数} \times \text{日当たり損料} = 40 \text{日間} \times 1,320 \text{円} = 52,800 \text{円}$$

- イ [略]
- ウ [略]
- エ [略]
- オ [略]

[新設]

3) 業務打合せに係る旅費交通費

(計算例) 日帰りでライトバン使用の場合

業務打合せ場所まで、片道30km、片道所要時間1時間程度で、打合せ回数は3回とする。

$$\begin{aligned} &= \text{交通費} \times \text{打合せ回数} \\ &= 1,886 \text{円} \times 3 \text{回} = 5,658 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{交通費 (1回当たり)} &= \text{ライトバン損料(2時間)} + \text{ガソリン代} \\ &= 1,250 \text{円} + 636 \text{円} = 1,886 \text{円 (税抜き)} \end{aligned}$$

3. 現場経費の計上方法

① 業務用自動車に係る費用の積算方法

業務内容が現地調査、現場監督等を目的とする外業の場合、現地への移動に必要な業務用自動車経費を計上する。

業務用自動車に要する費用の算定は、外業日数に自動車日当たり損料を乗じて求めるものとする。

(計算例) 現場への移動に要する運転時間往復1時間で、外業日数40日間の場合

$$\text{1) 日当たり損料} = 1,260 \text{円} \text{ 「土地改良事業等機械損料算定表」より}$$

$$\begin{aligned} \text{2) 業務用自動車経費} &= \text{外業日数} \times \text{日当たり損料} = 40 \text{日間} \times 1,260 \text{円} = 50,400 \text{円} \end{aligned}$$

- ② [略]
- ③ [略]
- ④ [略]
- ⑤ [略]

6-3. 配置技術者の目安

標準的な配置技術者の目安を示された

(参考) 現場技術業務 (監督支援型) 内容と配置技術者の目安

		技師 A	技師 B等	技師 C	技術員
	管理技術者	◎	-	-	-
業務内容	1 設計に関する業務				
	(1) 設計及び工事の積算に関する資料等の作成	-	△	○	○
	(2) その他上記に準ずる事項	-	△	○	○
	2 監督に関する業務				
	(1) 施工計画の検討	-	△	○	○
	(2) 工程管理の点検	-	-	△	○
	(3) 出来形管理及び品質管理の確認	-	-	△	○
	(4) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成	-	△	○	○
	(5) 工事施工に関する資料等の作成	-	△	○	○
	(6) 工事施工に関する立会、観察、測定等	-	-	△	○
	(7) 工事の安全確保及び事故報告	-	△	○	○
	(8) 工事現場発生品の確認	-	-	△	○
	(9) 工事受注者に対する支給品等の確認	-	-	△	○
(10) その他上記に準ずる事項	-	△	○	○	
3 関係機関等との協議に関する業務					

6-3. 配置技術者の目安

標準的な配置技術者の目安を示された

(参考) 現場技術業務内容と配置技術者の目安

		技師 A	技師 B等	技師 C	技術員
	管理技術者	◎	-	-	-
業務内容	1 設計に関する業務				
	(1) 設計及び工事積算に関する資料の作成	-	△	○	○
	(2) その他上記に準ずる事項	-	△	○	○
	2 監督に関する業務				
	(1) 施工計画の確認	-	△	○	○
	(2) 工程管理の確認	-	-	△	○
	(3) 出来形管理及び品質管理の確認	-	-	△	○
	(4) 緊急を要する設計及び設計変更に関する資料等の作成	-	△	○	○
	(5) 工事施工に関する資料等の作成	-	△	○	○
	(6) 工事施工に関する立会、観察、測定	-	-	△	○
	[新設]				
	[新設]				
	(7) その他上記に準ずる事項	-	△	○	○
3 関係機関等との協議に関する業務					

[削る]				
[削る]				
(1)関係機関等との協議に関する資料等の作成	二	△	○	○
(2)その他上記に準じる事項	—	△	○	○
4 事業実施に関する業務				
[削る]				
[削る]				
[削る]				
[削る]				
(1)事業実施に関する資料等の作成	二	△	○	○
(2)その他上記に準じる事項	—	△	○	○

◎：管理技術者
○：主体的な職種（業務内容の難易度により技師Cと技術員を使い分け）
△：業務内容が特に高度な場合の職種（○主体的な職種の上位ランクの技師）
※必要な資格等を要求する場合は、業務内容に応じた職種を選定し、特別仕様書に記載するものとする。

第8 [略]

1)河川協議	二	△	○	○
2)森林法協議	二	△	○	○
[新設]				
3)その他協議	—	△	○	○
4.事業実施に関する業務				
1)契約図書の整理	二		△	○
2)積算参考資料等の作成	二	△	○	○
3)入札契約事務に関する資料の作成	二	△	○	○
4)事業計画変更に関連する資料等の作成	二	△	○	○
5)事業評価に関連する資料等の作成	二	△	○	○
[新設]				
6)その他上記に準じる事項	—	△	○	○

◎：管理技術者
○：主体的な職種（業務内容の難易度により技師Cと技術員を使い分け）
△：業務内容が特に高度な場合の職種（○主体的な職種の上位ランクの技師）
※必要な資格等を要求する場合は、業務内容に応じた職種を選定し、特別仕様書に記載するものとする。

第8 [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について（平成14年3月27日付け13農振第3636号農林水産省農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1章 一般共通</p> <p>第1 ～ 第4 [略]</p> <p>第5 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円以下を四捨五入する。</p> <p><u>2) 直接製作費、直接工事費の明細金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</u></p> <p>3) 共通仮設費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>4) 現場管理費、据付間接費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>5) 間接労務費、工場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>6) 一般管理費等の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を切り捨てる。</p> <p>7) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>8) 工事価格の金額は10,000円単位とし、10,000円未満を切り捨てる。</p> <p>第6 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p>	<p>第1章 一般共通</p> <p>第1 ～ 第4 [略]</p> <p>第5 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円以下を四捨五入する。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2) 共通仮設費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>3) 現場管理費、据付間接費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>4) 間接労務費、工場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>5) 一般管理費等の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を切り捨てる。</p> <p>6) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。</p> <p>7) 工事価格の金額は10,000円単位とし、10,000円未満を切り捨てる。</p> <p>第6 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>第 3 章 質疑応答</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 水門設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-1~3-3 [略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3-4 (据付工数)</p> <p>標準歩掛 第 3 章第 1 河川水路用水門設備表-3・1・19 標準据付工数の算出は扉体面積で計算するようになっているが、開閉装置形式の適用範囲を示されたい。</p> <p><u>適用できる開閉装置形式は次のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小形水門 ラック式、スピンドル式、 ・中・大形水門、堰 ワイヤロープウインチ式、ラック式 ・起伏堰 油圧シリンダ式 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-5・3-6 [略]</div> <p>第 4～第 5 [略]</p>	<p>第 3 章 質疑応答</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 水門設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-1~3-3 [略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>3-4 (据付工数)</p> <p>標準歩掛 第 3 章第 1 河川水路用水門設備表-3・1・19 標準据付工数の算出は扉体面積で計算するようになっているが、開閉装置形式が異なっている場合も適用できるのか。</p> <p><u>開閉装置形式による据付工数の分類はなく、形式が異なっても適用できる。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-5・3-6 [略]</div> <p>第 4～第 5 [略]</p>

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2142 号農林水産省農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後

現 行

別 紙

別 紙

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

第 1 一般共通

第 1 一般共通

1 ~ 2 [略]

1 ~ 2 [略]

3 点検・整備原価

3 点検・整備原価

3-1 ~ 3-3 [略]

3-1 ~ 3-3 [略]

3-4 共通仮設費

3-4 共通仮設費

1) [略]

1) [略]

2) 派遣費

2) 派遣費

推定される業者の最も近い工場所在地またはそれに準じた場所から必要に応じた回数の旅費等を計上する。

推定される業者の最も近い工場所在地またはそれに準じた場所から必要に応じた回数の旅費等を計上する。

[派遣費算定例] ……旅行日 ―― 点検・整備作業 宿泊 日額旅費

[派遣費算定例] ……旅行日 ―― 点検・整備作業 宿泊 日額旅費

ケース	算定条件	旅 費	日 当 ・ 宿 泊 費	賃金・点検整備間接費
1	ライトバン 片道 80km (一般道 80km) 点検整備工(2級相当) 4人 0.25日 0.25日 ×……⊕——○……× 作業 (ライトバン移動時間6時間未満より旅行日往復0.5日計上)	ライトバン損料 (80/30=2.7h) 運転1日当たり損料 3時間まで Q,000円×2日=Q,000円 ガソリン〇〇円×15.7% (往復) =Q,000円 計 Q,000円 (宿泊地から現場間の移動に関する費用は直接経費(率)に含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 Q,000円×2日=Q,000円 宿泊費乙 Q,000円×1泊=Q,000円 点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 〇〇,000円 〇〇,000円×4人=〇〇,000円	点検整備工賃金 賃金×0.5日×4人=賃金計 点検整備間接費 賃金計×点検整備間接費率
2	ライトバン 片道 195km (高速道 120km、一般道 75km) 点検整備工(2級相当) 4人 0.5日 0.5日 ×……⊕——○……× 作業 (ライトバン移動時間6時間以上より旅行日往復1.0日計上)	ライトバン損料 (120/80+75/30=4.0h) 運転1日当たり損料 4時間 Q,000円×2日=Q,000円 ガソリン〇〇円×23.2% (往復) =Q,000円 計 Q,000円+高速料金 (宿泊地から現場間の移動に関する費用は直接経費(率)に含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 Q,000円×2日=Q,000円 宿泊費乙 Q,000円×1泊=Q,000円 点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 〇〇,000円 〇〇,000円×4人=〇〇,000円	点検整備工賃金 賃金×1.0日×4人=賃金計 点検整備間接費 賃金計×点検整備間接費率

ケース	算定条件	旅 費	日 当 ・ 宿 泊 費	賃金・点検整備間接費
1	ライトバン 片道 80km (一般道 80km) 点検整備工(2級相当) 4人 0.25日 0.25日 ×……⊕——○……× 作業 (ライトバン移動時間6時間未満より旅行日往復0.5日計上)	ライトバン損料 (80/30=2.7h) 運転1日当たり損料(YSH1) 3時間まで Q,000円×2日=Q,000円 ガソリン〇〇円×15.7% (往復) =Q,000円 計 Q,000円 (宿泊地から現場間の移動に関する費用は直接経費(率)に含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 Q,000円×2日=Q,000円 宿泊費乙 Q,000円×1泊=Q,000円 点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 〇〇,000円 〇〇,000円×4人=〇〇,000円	点検整備工賃金 賃金×0.5日×4人=賃金計 点検整備間接費 賃金計×点検整備間接費率
2	ライトバン 片道 195km (高速道 120km、一般道 75km) 点検整備工(2級相当) 4人 0.5日 0.5日 ×……⊕——○……× 作業 (ライトバン移動時間6時間以上より旅行日往復1.0日計上)	ライトバン損料 (120/80+75/30=4.0h) 運転1日当たり損料(YSH1) 4時間 Q,000円×2日=Q,000円 ガソリン〇〇円×23.2% (往復) =Q,000円 計 Q,000円+高速料金 (宿泊地から現場間の移動に関する費用は直接経費(率)に含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 Q,000円×2日=Q,000円 宿泊費乙 Q,000円×1泊=Q,000円 点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 〇〇,000円 〇〇,000円×4人=〇〇,000円	点検整備工賃金 賃金×1.0日×4人=賃金計 点検整備間接費 賃金計×点検整備間接費率

(注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。

(注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。

2. 旅行日は、往復の計算で6時間未満の場合は0.5日、6時間以上の場合は、1.0日計上する。

2. 旅行日は、往復の計算で6時間未満の場合は0.5日、6時間以上の場合は、1.0日計上する。

改正後

- 3. 旅費については、原則ライトバンで計上する。
- 4. 高速料金は別途計上する。
- 5. 点検・整備作業が連続で実施できない場合は、必要に応じた回数の旅費等を計上する。
- 6. 日当・宿泊費の単価は「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用する。

3) [略]

4 一般管理費 [略]

第2 ~ 第3 [略]

現行

- 3. 旅費については、原則ライトバンで計上する。
- 4. 高速料金は別途計上する。
- 5. 点検・整備作業が連続で実施できない場合は、必要に応じた回数の旅費等を計上する。
- 6. 日当・宿泊費の単価は「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用する。

3) [略]

4 一般管理費 [略]

第2 ~ 第3 [略]

電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農林水産省農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)</p> <p>第 1～第 4 [略]</p> <p>第 5 運 用</p> <p>1 直接人件費</p> <p>1-1 労務賃金 [略]</p> <p>1-2 移動拘束費</p> <p><u>総合点検、個別点検に要する移動拘束費の積算に当たっては、原則「3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）」によるものとする。</u></p> <p><u>これによりがたい場合は、以下 1)～3)により点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上するものとする。</u></p> <p>1) <u>3-2)に定める起点から点検場所間が 1 時間以下の場所を日々通勤、1 時間を超える場所を滞在とする。</u></p> <p>2) <u>点検業務の目的地が 2 ヶ所以上の場合において、第一目的地（点検対象施設設置場所）から最終目的地までの巡回に要する時間。</u></p> <p>3) <u>滞在において、各週ごとに移動日初日及び最終日の起点から点検場所への移動に要する時間。</u></p> <p><u>なお、臨時点検、災害等支援等に要する移動拘束費について、個別積み上げにより積算する場合は直接人件費に計上するものとし、見積活用により積算する場合は見積の内数として計上するものとする。</u></p> <p>2 機械経費 [略]</p> <p>3 旅費・交通費</p> <p><u>総合点検、個別点検に要する旅費・交通費の積算に当たっては、原則「3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）」によるものとするが、これによりがたい場合は「3-2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）」により積算を行うものとする。</u></p> <p>1) <u>適用交通機関</u></p> <p><u>ライトバン（1500cc 5 人乗り）及び徒歩を原則とし、運転労務費は計上しない。</u></p> <p><u>なお、これによりがたい場合は、実態に応じた個別積み上げ又は見積活用により積算するものとする。</u></p> <p>2) <u>旅費の起点</u></p> <p>原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>事務所</u>の<u>所在する</u>都道府県庁の所在地を起点とする。</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)</p> <p>第 1～第 4 [略]</p> <p>第 5 運 用</p> <p>1 直接人件費</p> <p>1-1 労務賃金 [略]</p> <p>1-2 移動拘束費</p> <p>[新設]</p> <p><u>3-1)に定める起点から点検場所間が 1 時間以下の場所を日々通勤、1 時間を超える場所を滞在とし、以下の</u> <u>場合の点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。</u></p> <p>1) <u>点検業務の目的地が 2 ヶ所以上の場合において、第一目的地（点検対象施設設置場所）から最終目的地までの巡回に要する時間。</u></p> <p>2) <u>滞在において、各週ごとに移動日初日及び最終日の起点から点検場所への移動に要する時間。</u></p> <p>2 機械経費 [略]</p> <p>3 旅費・交通費</p> <p>[新設]</p> <p>1) <u>旅費の起点</u></p> <p>原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>事務所</u>から<u>最も近い</u>都道府県庁の所在地を起点とする。</p>

改正後

現行

(2) 上記により難しい場合は、経済圏等を考慮して隣接する都道府県庁の所在地を起点とすることができる。
ただし、北海道開発局においては、北海道庁の支庁を起点とすることができる。

(2) 上記により難しい場合は、経済圏等を考慮して起点を決定することができる。

3) 臨時点検、災害等支援等の扱い

[新設]

臨時点検、災害等支援等に要する旅費・交通費の算定に当たっては、実態に応じた個別積み上げ又は見積活用により積算するものとする。

3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）

[新設]

旅費・交通費等には、移動拘束費、移動拘束費に係る安全費及び技術管理費が含まれるものとする。

また、旅費・交通費等算定対象労務費（以下、本項においては対象労務費という）とは、総合点検、個別点検に要する労務費の合計とする。

1) 日々通勤及び滞在の区分

起点から点検箇所間の直線距離が2.5km未満の場所を日々通勤対象箇所、2.5km以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も1箇所として数えるものとする。

なお、滞在率については以下のとおり規定する。

・滞在率 = 総点検箇所数のうち、滞在中で点検を実施する箇所の占める割合。

$$= \frac{\text{滞 在 対 象 箇 所 数}}{\text{総 点 検 箇 所 数}}$$

2) 旅費・交通費等の算定

以下により算定するものとする。

・旅費・交通費等

= 対象労務費 × (滞在率 × 滞在係数 + (1 - 滞在率) × 日々通勤係数) × 所在地補正係数

3) 各種係数について

滞在係数は、0.4とする。

日々通勤係数は、0.1とする。

所在地補正係数は以下のとおりとする。

(1) 事務所の所在する市町村と都道府県庁の所在する市町村が同一の場合、0.8とする。

(2) (1)以外の場合、1.0とする。

なお、東京都においては23区全体を1つの市町村相当とする。

3-2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）

1) 行程 [略]

2) 日々通勤 [略]

3) 滞在 [略]

[削る。]

2) 行程 [略]

3) 日々通勤 [略]

4) 滞在 [略]

5) 交通機関

ライトバン（1500cc5人乗り）を原則とし、運転労務費は計上しない。

4 安全費 [略]

4 安全費 [略]

5 技術管理費 [略]

5 技術管理費 [略]

改正後	改正前
<p data-bbox="210 226 270 256">別紙</p> <p data-bbox="661 317 961 346">現場技術業務実施要領</p> <p data-bbox="210 407 344 436">第1 目的</p> <p data-bbox="210 455 1412 705">この要領は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業において実施する工事の設計、監督、関係機関等との協議及び、事業実施に関する業務の一部を建設コンサルタント等に行わせる、現場技術業務（以下「業務」という。）を実施する場合に必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="210 766 418 795">第2 用語の定義</p> <p data-bbox="261 814 655 844">用語の定義は以下のとおりとする。</p> <ul data-bbox="261 856 1412 1157" style="list-style-type: none">・「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。・「調査・測量・設計業務等受注者」とは、現場技術業務（事業促進型）と別に発注者が請負契約し、当該現場技術業務（事業促進型）において調整等の対象とする調査業務、測量業務、設計業務等（現場技術業務を除く。）の受注者をいう。・「工事受注者」とは、現場技術業務と別に発注者が請負契約し、当該現場技術業務において調整等の対象とする工事の受注者をいう。 <p data-bbox="210 1215 522 1245">第3 現場技術業務の内容</p> <p data-bbox="261 1264 1107 1293">現場技術業務は、以下に掲げる1又は2の型式により実施するものとする。</p> <p data-bbox="210 1306 418 1335">1 監督支援型</p> <p data-bbox="261 1354 1412 1514">監督支援型を実施できる業務内容は、原則として、当該事業の業務量の実情を踏まえ、工事の適正な執行の確保が困難である場合、特に品質確保の観点から監督体制を強化することが適当と認められる場合及び事業（務）所の業務をより効率的に実施する場合に、次に掲げる事項に関する補助的作業とする。</p> <p data-bbox="261 1528 507 1558">(1) 設計に関する業務</p> <ul data-bbox="284 1575 810 1650" style="list-style-type: none">ア 設計及び工事の積算に関する資料等の作成イ その他上記に準ずる事項 <p data-bbox="261 1665 507 1694">(2) 監督に関する業務</p> <ul data-bbox="284 1711 1032 1963" style="list-style-type: none">ア 施工計画の検討イ 工程管理の点検ウ 出来形管理及び品質管理の確認エ 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成オ 工事施工に関する資料等の作成カ 工事施工に関する立会、観察、測定等	<p data-bbox="1555 226 1626 256">別紙</p> <p data-bbox="2006 317 2306 346">現場技術業務実施要領</p> <p data-bbox="1555 407 1691 436">1. 目的</p> <p data-bbox="1555 455 2757 705">この要領は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸事業及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業において実施する工事の設計、監督、関係機関等との協議及び、事業実施に関する業務の一部を建設コンサルタント等に行わせる、現場技術業務（以下「業務」という。）を実施する場合に必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="1555 766 1635 795">[新設]</p> <p data-bbox="1555 1215 1837 1245">2. 現場技術業務の内容</p> <p data-bbox="1555 1306 1635 1335">[新設]</p> <p data-bbox="1576 1354 2757 1472">現場技術業務を実施出来る業務内容は、原則として、当該事業の業務量の実情に鑑み、工事の適正な執行の確保が困難である場合、特に品質確保の観点から監督体制を強化することが適当と認められる場合及び事業（務）所の業務をより効率的に実施する場合に、次に掲げる事項に関する補助的作業とする。</p> <p data-bbox="1576 1528 1822 1558">(1) 設計に関する業務</p> <ul data-bbox="1599 1575 2113 1650" style="list-style-type: none">1) 設計及び工事の積算に関する資料等の作成2) その他上記に準ずる事項 <p data-bbox="1576 1665 1822 1694">(2) 監督に関する業務</p> <ul data-bbox="1599 1711 2335 1963" style="list-style-type: none">1) 施工計画の検討2) 工程管理の点検3) 出来形管理及び品質管理の確認4) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成5) 工事施工に関する資料等の作成6) 工事施工に関する立会、観察、測定

改正後

改正前

キ 工場の安全確保及び事故報告

ク 工事現場発生品の確認

ケ 工事受注者に対する支給品等の確認

コ その他上記に準ずる事項

(3) 関係機関等との協議に関する業務

ア 関係機関等との協議に関する資料等の作成

[削る]

イ その他上記に準ずる事項

(4) 事業実施に関する業務

ア 事業実施に関する資料等の作成

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

イ その他上記に準ずる事項

2 事業促進型

事業促進型は、原則として、当該事業の業務量の実情を踏まえ、適正な工事執行及び品質確保を図る観点から、業務の実施体制を強化することが適当と認められる場合、前項に掲げる事項に加え、事業促進に資するために次に掲げる事項について、発注者と受注者が連携し、一体となって実施するものとする。

(1) 調査・測量・設計業務に対する調整等

ア 業務方針等の調整

イ 工程の把握及び調整

ウ 調査・測量・設計業務等の助言

エ 調査・測量・設計業務等の協議等

オ 調査・測量・設計業務成果内容の確認

カ 調査・測量・設計業務等の検査資料確認

キ その他上記に準ずる事項

(2) 工事に関する調整等

ア 施工方針等の調整

イ 工程の把握及び調整

ウ 工事の助言

エ 工事の協議等

オ 施工状況の確認

カ 出来形管理及び品質管理の確認

キ 工事の検査資料確認

ク その他上記に準ずる事項

(3) 地元関係者及び関係機関等との協議等

7) その他上記に準ずる事項

(3) 関係機関等との協議に関する業務

1) 河川協議に関する資料等の作成

2) 森林法協議に関する資料等の作成

3) その他上記に準ずる事項

(4) 事業実施に関する業務

[新設]

1) 契約図書の整理

2) 積算参考資料等の作成（積算根拠資料の作成や標準積算システム入力等）

3) 入札契約事務に関する資料等（プロポーザル方式及び総合評価方式等に関する提案書・評価書等）

の作成

4) 事業計画変更に関する資料等の作成

5) 事業再評価に関する資料等の作成

6) その他上記に準ずる事項

[新設]

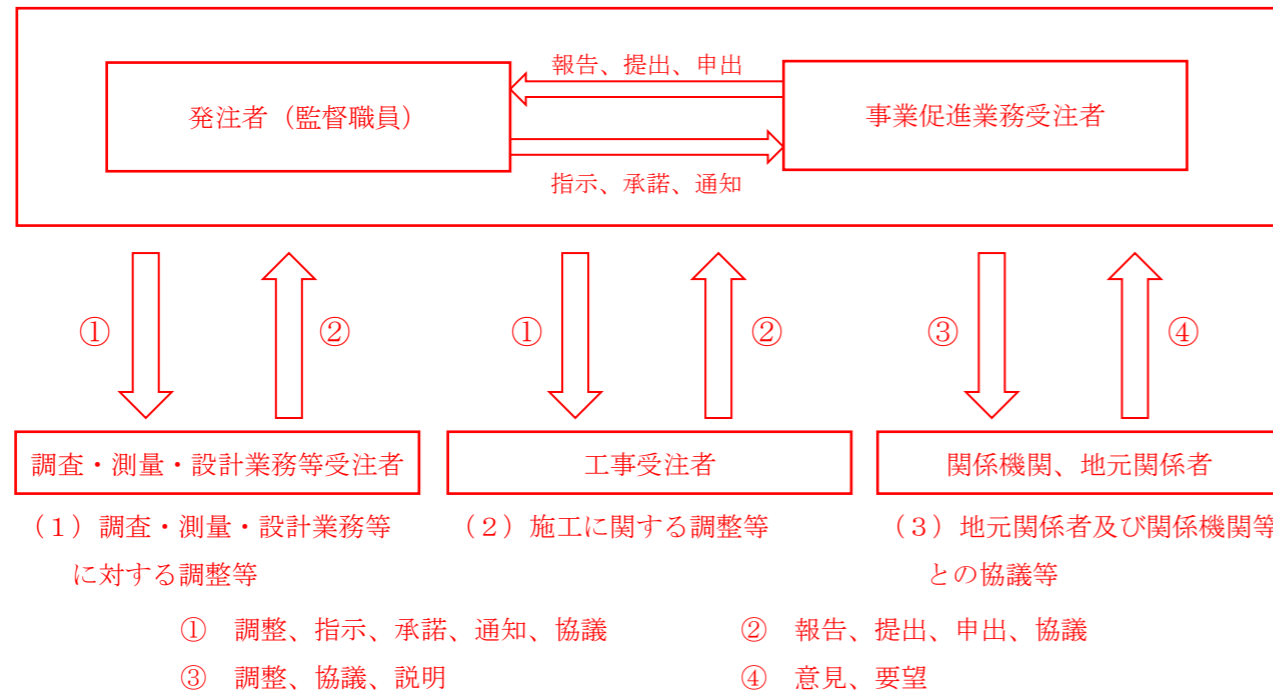
改正後

改正前

- ア 調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明
- イ 調査・測量・設計業務等に関する地元関係者との調整・協議
- ウ 調査・測量・設計業務等に関する関係機関等との調整・協議
- エ 工事に関する地元関係者との調整・協議
- オ 工事に関する関係機関との調整・協議
- カ 調整・協議に必要な資料の作成
- キ その他上記に準ずる事項

2-1 事業促進型の実施体制

発注者と受注者が連携し、一体となって前項に掲げる業務内容を実施する。
 なお、業務に関する最終判断については、発注者の権限とする。



第4 履行期間等

1 監督支援型

履行期間は、業務内容を十分に検討のうえ設定するとともに、必要最小限にとどめるものとする。

[削る]

[削る]

[削る]

2 事業促進型

調査・測量・設計に関する調整、施工に関する調整に必要な工期を確保する他、地元関係者及び関係行政機関との協議等に係る調整の工程等、業務内容を十分に検討のうえ適切な履行期間を設定するとともに、必要最小限にとどめるものとする。また、作業開始日については、当該業務の配置人員の規模等や、技術提案書の内容を踏まえ、適切な準備期間を確保した上で設定する。

[新設]

3 履行期間等

[新設]

履行期間は、業務内容を十分に検討のうえ設定するとともに、必要最小限にとどめるものとする。なお、業務の積算を行う際の履行期間等に関する用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 履行期間：準備期間と業務期間を合わせた期間

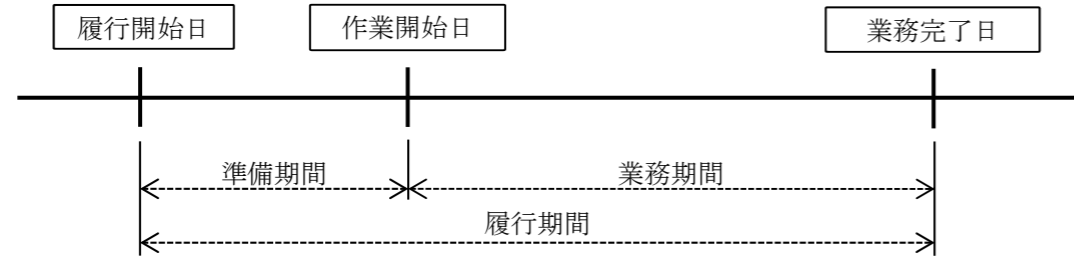
(2) 準備期間：業務の契約後作業を開始するまでの間、受注者が現場技術員の配置等に要する期間であつて、実作業を伴わない期間

(3) 業務期間：作業開始日から業務完了日までの期間

[新設]

改正後

(参考：履行期間等)



- (1) 履行期間：準備期間と業務期間を合わせた期間
- (2) 準備期間：業務の契約後作業を開始するまでの間、受注者が監督支援型における現場技術員並びに事業促進型における主任技術者及び技術員の配置等に要する期間であって、実作業を伴わない期間（「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。）
- (3) 業務期間：作業開始日から業務完了日までの期間

第5 調査・測量・設計業務等受注者及び工事受注者への通知

1 監督支援型

工事の監督職員の補助的業務を行わせる場合は、工事受注者に対して、建設コンサルタント等が監督職員の補助的業務を行うこと及びその権限等を当該工事の特別仕様書等で明らかにするものとする。

2 事業促進型

調査・測量・設計業務及び工事に関する調整等を対象とする場合は、調査・測量・設計業務等受注者及び工事受注者に対して、受注者が監督・監理を行うこと及びその権限等を当該業務及び工事の特別仕様書等で明らかにするものとする。

第6 技術者の職種等

1 監督支援型

(1) 管理技術者

管理技術者の職種は、技師Aとし、監督職員と月1回以上打合せを行うものとする。
また、管理技術者は以下の内容等につき、現場技術員の業務内容を総括する。

- ア 自らの農業土木技術に関する知見や実務経験等と受注者の組織的マネジメントを駆使し、業務内容を実施する。
- イ 監督職員からの指示等を受け、業務内容を実施する。

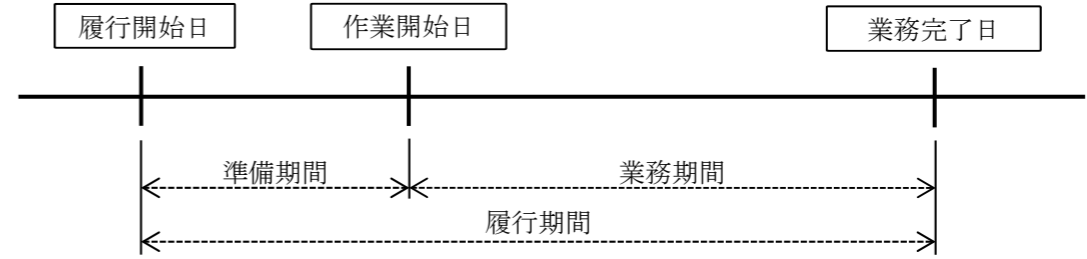
(2) 現場技術員

ア 現場技術員が行う業務内容の主体が次に掲げる場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員(C)」とし、職種は技術員とする。

- (ア) 設計に関する業務
 - 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- (イ) 監督に関する業務
 - a 工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な

改正前

(参考：履行期間等)



[新設]
(「準備期間」は実作業を伴わないことから、直接業務費の対象外となる。)

[新設]

4. 工事の施工業者への通知

[新設]

工事の監督職員の補助的業務を行わせる場合は、施工業者に対して、建設コンサルタント等が監督職員の補助的業務を行うこと及びその権限等を当該工事の特別仕様書等で明らかにするものとする。

[新設]

[新設]

5. 管理技術者の職種等

管理技術者の職種は、技師Aとし、監督職員と月1回以上打合せを行うものとする。
また、管理技術者は以下の内容等につき、現場技術員の業務内容を総括する。

- ① 自らの農業土木技術に関する知見や実務経験等と受注者の組織的マネジメントを駆使し、業務内容を実施する。
- ② 監督職員からの指示等を受け、業務内容を実施する。

6. 現場技術員の職種等

(1) 現場技術員が行う業務内容の主体が次に掲げる場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員(C)」とし、職種は技術員とする。

- 1) 設計に関する業務
 - 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- 2) 監督に関する業務
 - ① 工事の契約図書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形、品質及び工程管理等高度な

改正後	改正前
<p>度な判断を要しない業務</p> <p><u>b</u> 管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務（緊急の場合等を除く）</p> <p><u>c</u> 工事検査に必要な資料の作成に関する業務</p> <p><u>(ウ)</u> 関係機関等との協議に関する業務 基礎的資料の作成に関する業務</p> <p><u>(エ)</u> 事業実施に関する業務 基礎的資料の作成に関する業務</p> <p><u>イ</u> 現場技術員が行う業務内容の主体が前<u>ア</u>のほか、次に掲げる場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員（B）」とし、職種は、技師Cとする。</p> <p><u>(ア)</u> 設計に関する業務</p> <p><u>a</u> 設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務</p> <p><u>b</u> 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>(イ)</u> 監督に関する業務</p> <p><u>a</u> 工事契約の変更及び地元関係者等との協議に関する資料の作成業務</p> <p><u>b</u> 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>(ウ)</u> 関係機関等との協議に関する業務 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>(エ)</u> 事業実施に関する業務 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>ウ</u> 現場技術員が行う業務内容の主体が特に高度な技術を要する場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員（A）」とし、職種は技師B等、業務内容に合った職種とする。</p>	<p>判断を要しない業務</p> <p><u>②</u> 管理技術者を通じた工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務（緊急の場合等を除く）</p> <p><u>③</u> 工事検査に必要な資料の作成に関する業務</p> <p><u>3)</u> 関係機関等との協議に関する業務 基礎的資料の作成に関する業務</p> <p><u>4)</u> 事業実施に関する業務 基礎的資料の作成に関する業務</p> <p><u>(2)</u> 現場技術員が行う業務内容の主体が前<u>(1)</u>のほか、次に掲げる場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員（B）」とし、職種は、技師Cとする。</p> <p><u>1)</u> 設計に関する業務</p> <p><u>①</u> 設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務</p> <p><u>②</u> 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>2)</u> 監督に関する業務</p> <p><u>①</u> 工事契約の変更及び地元関係者等との協議に関する資料の作成業務</p> <p><u>②</u> 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>3)</u> 関係機関等との協議に関する業務 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>4)</u> 事業実施に関する業務 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務</p> <p><u>(3)</u> 現場技術員が行う業務内容の主体が特に高度な技術を要する場合にあつては、技術者の区分を「現場技術員（A）」とし、職種は技師B等、業務内容に合った職種とする。</p>
<p><u>2 事業促進型</u></p> <p><u>(1) 管理技術者</u></p> <p><u>管理技術者の職種は、主任技師とし、監督職員と月1回以上打合せを行うものとする。</u></p> <p><u>管理技術者は、監督職員からの指示を受け、自らの農業土木技術に関する知見や実務経験等と受注者の組織的マネジメント能力を駆使し、主任技術者及び技術員を総括しつつ、第3の2に示す事項を実施する。</u></p> <p><u>(2) 主任技術者</u></p> <p><u>主任技術者の職種は、技師Aを基本とする。</u></p> <p><u>主任技術者は、管理技術者のもと、当該業務の主担当として従事する者であり、「調査・測量・設計」、「施工」等の分野ごとに配置（業務の内容に応じて適宜分野を選択）する。</u></p> <p><u>なお、技術者の配置にあたっては、事業実施に係る年間スケジュール等を踏まえ、分野ごとの従事期間の指定を可能とする。</u></p> <p><u>(3) 技術員</u></p> <p><u>技術員の職種は、技術員を基本とし、監督支援型の業務を実施する場合は第6の1（2）によるものとする。</u></p> <p><u>技術員は、管理技術者及び主任技術者のもと業務を担当する者であり、主任技術者の補助作業を担当する。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p>第7 成果物 <u>成果物は、特別仕様書の作業内容に応じて、以下によりとりまとめるものとする。</u></p> <p>1 監督支援型 <u>(1) 業務実績報告書</u> <u>月ごとの業務実績を整理した資料</u></p> <p>2 事業促進型 <u>(1) 業務実施報告書</u> <u>月ごとの業務実績を整理した資料</u> <u>(2) 引継事項記載書</u> <u>業務完了時に、当該業務において調整等の対象とする業務・工事及び、協議・調整事項等が継続している、又は未了であり継続して処理すべき事項がある場合における引継事項</u></p> <p>第8 積算基準 [略]</p> <p>第9 旅費交通費の算定 [略]</p> <p>第10 その他 上記第1～第9の各号によるほか、契約書、共通仕様書については、次を参考に各地方農政局がその実情により定めるものとする。 (1)・(2) [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>7. 積算基準 [略]</p> <p>8. 旅費交通費の算定 [略]</p> <p>9. その他 上記1～8の各号によるほか、契約書、共通仕様書については、次を参考に各地方農政局がその実情により定めるものとする。 (1)・(2) [略]</p>

改正後

改正前

別添－1

現場技術業務の価格積算基準

1・2 [略]

3 業務費構成費目の内容

3－1 直接原価

直接原価は、現場技術業務を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) [略]

(2) 直接経費

直接経費は、現場技術業務の実施に必要な費用で、旅費交通費、現場経費で構成する。

ア 旅費交通費

旅費交通費は、現場技術業務の実施に必要な宿泊及び移動に要する費用である。

イ 現場経費

現場経費は、現場技術業務の実施に必要な次の(ア)から(ウ)までに要する費用である。

(ア) 業務用自動車損料、燃料費等

(イ) 業務用事務室損料

(ウ) 電算機使用経費

ウ その他

上記ア及びイ以外の経費については、その他原価として計上する。

3－2～3－4 [略]

4 [略]

4－1 直接原価

(1) 直接人件費

直接人件費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

ア 一般勤務

[削る]

(ア) 監督支援型

別添－1

現場技術業務の価格積算基準

1・2 [略]

3 業務費構成費目の内容

3－1 直接原価

直接原価は、現場技術業務を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) [略]

(2) 直接経費

直接経費は、現場技術業務の実施に必要な費用で、旅費交通費、現場経費で構成する。

1) 旅費交通費

旅費交通費は、現場技術業務の実施に必要な宿泊及び移動に要する費用である。

2) 現場経費

現場経費は、現場技術業務の実施に必要な次の①から③までに要する費用である。

① 業務用自動車損料、燃料費等

② 業務用事務室損料

③ 電算機使用経費

3) その他

上記1)、2)以外の経費については、その他原価として計上する。

3－2～3－4 [略]

4 [略]

4－1 直接原価

(1) 直接人件費

直接人件費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1) 一般勤務

一般勤務の算定は、業務期間を月数単位（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価（当該業務に従事する技術者の職種に応じ、次表の基準日額×19.5日/月）を乗じて算定する。

（業務期間の月数は業務期間（日数）を30.4日/月で除して算出する。）

技術者の区分	技術者の職種	備考
管理技術者	技師 A	
現場技術員 (A)	技師 B 等	業務内容に合った職種を選定する。
現場技術員 (B)	技師 C	
現場技術員 (C)	技術員	

[新設]

改正後

改正前

技術者の区分	技術者の職種	備考	摘要
現場技術員 (A)	技師 B 等	業務内容に合った職種を選定する。	直接人件費の算定は次式による。 なお、業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。
現場技術員 (B)	技師 C		
現場技術員 (C)	技術員		

(注) 技術者区分ごとの直接人件費 = 業務期間 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を含む日数) × 0.64 × 技術者の職種に応じた基準日額

(イ) 事業促進型

技術者の区分	技術者の職種	備考	摘要
主任技術者	技師 A		直接人件費は作業実日数に基準日額を乗じて算定する。
技術員	技師 B	業務内容に合った職種を選定する。	直接人件費の算定は次式による。 なお、業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。
	技師 C		
	技術員		

(注) 技術員の直接人件費 = 業務期間 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を含む日数) × 0.64 × 技術者の職種に応じた基準日額

[削る]

イ 業務打合せ

(ア) 監督支援型

業務打合せとして管理技術者「技師A」を1ヶ月当たり、1回(現場技術員1人当たり0.25人/1回)を計上する。なお、1業務で現場技術員が複数の場合であっても管理技術者の計上は、1名/回を上限とする。

旅行に係る直接人件費は別途計上する。

(イ) 事業促進型

業務打合せとして管理技術者「主任技師」を1ヶ月当たり、1回を計上する。

なお、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により必要に応じ適宜増減することができる。

打合せに係る作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は、0.5日単位で計上する。

旅行に係る直接人件費は別途計上する。

(2) 直接経費

直接経費の算定は、旅費交通費及び現場経費を積み上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。

ア 旅費交通費

[略]

(ア) 勤務場所を国営事業所に指定する場合

[新設]

2) 超過勤務

超過勤務の算定は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。

超過勤務時間当たり単価は、次式による。

超過勤務時間当たり単価 = 基準日額 × 1/8 × a × b

ただし、a = 125/100 又は 150/100 (時間外又は時間外と深夜割増)

b = (割増対象賃金比)

3) 業務打合せ

[新設]

① 業務打合せとして管理技術者「技師A」を1ヶ月当たり、1回(現場技術員1人当たり0.25人/1回)を計上する。なお、1業務で現場技術員が複数の場合であっても管理技術者の計上は、1名/回を上限とする。

② 旅行に係る直接人件費は別途計上する。

[新設]

(2) 直接経費

直接経費の算定は、旅費交通費及び現場経費を積み上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。

1) 旅費交通費

[略]

[新設]

改正後

a 通勤で業務を行う場合

積算上の基地から勤務場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道60km程度）若しくは片道所要時間1時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間2時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。

b 滞在して業務を行う場合

(a) 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復

	摘 要
片道 100km以上	特 急 料
片道50～100km未満	急 行 料

(注) 在来線積算を標準とする。

(b) 滞在費

[略]

(c) 滞在地から勤務場所までの往復は通勤により行うものとし、交通費は算定しない。

(d) 滞在費の対象日数は、30日/月とする。

ただし、履行開始後5日間は準備期間であり、滞在費の対象外とする。

職 種	滞向日額旅費	摘 要
技師A、技師B、技師C	4,400円	国家公務員行 (一) 職3級相当以上
技 術 員	4,070円	国家公務員行 (一) 職2級相当以下

(注) 上表の金額は、消費税込みの金額である。

(イ) 勤務場所を国営事業所に指定しない場合

a 通勤で業務を行う場合

交通費は計上しない。なお、積算基地から現地までの業務用自動車経費は現場経費に計上する。

b 滞在して業務を行う場合

(a) 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復

	摘 要
片道 100km以上	特 急 料
片道50～100km未満	急 行 料

(注) 在来線積算を標準とする。

(b) 滞在費

滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則の「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」(下表)を適用する。

(c) 滞在地から現地までの業務用自動車経費は現場経費に計上する。

(d) 滞在費の対象日数は、30日/月とする。

ただし、履行開始後5日間は準備期間であり、滞在費の対象外とする。

職 種	滞向日額旅費	摘 要
技師A、技師B、技師C	4,400円	国家公務員行 (一) 職3級相当以上
技 術 員	4,070円	国家公務員行 (一) 職2級相当以下

(注) 上表の金額は、消費税込みの金額である。

イ 現場経費

改正前

① 通勤で業務を行う場合

積算上の基地から出勤場所までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道60km程度）若しくは片道所要時間1時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間2時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。

② 滞在して業務を行う場合

ア 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復

	摘 要
片道 100km以上	特 急 料
片道50～100km未満	急 行 料

(注) 在来線積算を標準とする。

イ 滞在費

[略]

ウ 滞在地から出勤場所までの往復は通勤により行うものとし、交通費は算定しない。

エ 滞在費の対象日数は、30日/月とする。

ただし、履行開始後5日間は準備期間であり、滞在費の対象外とする。

職 種	滞向日額旅費	摘 要
技師B、技師C	4,400円	国家公務員行 (一) 職3級相当以上
技 術 員	4,070円	国家公務員行 (一) 職2級相当以下

(注) 上表の金額は、消費税込みの金額である。

[新設]

2) 現場経費

改正後	改正前
<p><u>(ア)</u> 業務に自動車が必要な場合は、業務用自動車経費を次により算定する。</p> <p><u>a</u> 業務用自動車は、原則として、5人乗りライトバン（1.5L）とする。</p> <p><u>b</u> 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（<u>勤務場所（勤務場所を国営事業所に指定しない場合は積算基地）</u>から最遠現場までの距離を30km/hrで除した時間（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入））を計上する。燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。</p> <p><u>c</u> 業務用自動車損料については、「土地改良事業等機械損料算定表」に基づいて算定するものとする。</p> <p><u>d</u> 運転労務費は、現場技術員、<u>主任技術者又は技術員</u>が直接運転するものとして計上しない。</p> <p><u>e</u> 運転対象日数は、業務内容に応じて計上する。</p> <p><u>(イ)</u> 業務用事務室損料等については、発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 電算機使用経費については、電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。</p> <p>4-2 その他原価 その他原価は次の式により算定して得た額の範囲内とする。 $\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>4-3 一般管理費等 一般管理費等は次の式により算定して得た額の範囲内とする。 $\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p> <p>4-4 [略]</p>	<p><u>①</u> 業務に自動車が必要な場合は、業務用自動車経費を次により算定する。</p> <p><u>ア</u> 業務用自動車は、原則として、5人乗りライトバン（1.5L）とする。</p> <p><u>イ</u> 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（<u>出勤場所</u>から最遠現場までの距離を30km/hrで除した時間（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入））を計上する。燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。</p> <p><u>ウ</u> 業務用自動車損料については、「土地改良事業等機械損料算定表」に基づいて算定するものとする。</p> <p><u>エ</u> 運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。</p> <p><u>オ</u> 運転対象日数は、業務内容に応じて計上する。</p> <p><u>②</u> 業務用事務室損料等については、発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p><u>③</u> 電算機使用経費については、電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。</p> <p>4-2 その他原価 その他原価は次の式により算定して得た額の範囲内とする。 $\underline{\text{(その他原価)}} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>4-3 一般管理費等 一般管理費等は次の式により算定して得た額の範囲内とする。 $\underline{\text{(一般管理費等)}} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p> <p>4-4 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</u></p> <p><u>8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</u></p> <p><u>10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第53条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</u></p> <p><u>11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</u></p> <p>（指示等及び協議の書面主義）</p> <p>第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、<u>申出</u>、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。</p> <p>3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p> <p>（権利義務の譲渡等）</p> <p>第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。</p> <p><u>2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>[注] 第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。</u></p> <p>（著作権の譲渡等）</p> <p>第4条 <u>受注者は、成果物（第34条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。</u></p> <p><u>2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（指示等及び協議の書面主義）</p> <p>第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、<u>申し出</u>、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。</p> <p>3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p> <p>（権利義務の譲渡等）</p> <p>第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。</p> <p>[新設]</p> <p>2 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。</u></p> <p><u>4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。</u></p> <p><u>5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第7条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。</u></p> <p><u>6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。</u></p> <p>（一括再委託等の禁止）</p> <p>第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。</p> <p><u>2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として請負代金額に占める再委託金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。</u></p> <p><u>4 受注者は、前項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、書面により、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第3項の承諾の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承諾の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>7 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。</u></p> <p><u>8 業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第3項から前項までの規定は、適用しない。</u></p> <p>（特許権等の使用）</p> <p>第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p> <p>（秘密の保持等）</p>	<p>（再委託の禁止）</p> <p>第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。<u>ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（秘密の保持等）</p>

改正後	改正前
<p>第7条 受注者は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2 受注者が、業務処理の結果（業務の遂行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。 （監督職員）</p> <p>第8条 発注者は、<u>監督職員を置いたときは、その氏名</u>を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの<u>及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書</u>に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>一 <u>発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示</u></p> <p>二 <u>この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答</u></p> <p>三 <u>この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議</u></p> <p><u>四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査</u></p> <p><u>五 受注者の業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受注者が作成したこれらの図書に対する承諾</u></p> <p>3 発注者は、<u>2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたとき</u>にあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、<u>監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したとき</u>にあつては当該委任した権限の内容を、<u>受注者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</p> <p>5 この契約書に定める書面の提出は、<u>設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（管理技術者等）</p> <p>第9条 受注者は、業務の<u>技術上の</u>管理を行う管理技術者を定め、その氏名<u>その他必要な事項</u>を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 管理技術者は、この契約の履行に<u>関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限</u>を行使することができる。</p> <p>3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。</p> <p>4 発注者は、受注者に対して、受注者が業務処理するために使用している者（管理技術者を除く。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。 <u>（地元関係者との交渉等）</u></p> <p>第10条 <u>地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。</u></p> <p><u>（土地への立入り）</u></p> <p>第11条 <u>受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾</u></p>	<p>第5条 受注者は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>受注者が、業務処理の結果（業務の遂行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。</u> （監督職員）</p> <p>第6条 発注者は、<u>受注者の業務の履行について監督を行う監督職員の官職及び氏名を、</u>受注者に通知しなければならない。<u>なお、</u>監督職員を変更したときも同様とする。</p> <p>2 <u>監督職員は、この契約書の他の条項に定めるものほか、仕様書等</u>に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>一 <u>契約の履行についての受注者又は第7条に基づいて定められる管理技術者に対する指示、承諾又は協議</u></p> <p>二 <u>受注者の業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受注者が作成したこれらの図書に対する承諾</u></p> <p>三 <u>仕様書等に基づく業務の履行状況の確認</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（管理技術者等）</p> <p>第7条 受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、<u>書面により</u>その氏名を発注者に通知しなければならない。<u>なお、</u>管理技術者を変更したときも同様とする。</p> <p>2 <u>管理技術者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項、第2項、第3項及び第4項に係る権限並びに契約の解除に係るものを除く。）</u>を行使することができる。</p> <p>3 <u>受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により</u>発注者に通知しなければならない。</p> <p>4 <u>発注者は、受注者に対して、受注者が業務処理するために使用している者（管理技術者を除く。以下「現場技術員」という。）</u>につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後

が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第12条 発注者は、管理技術者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

2 発注者又は監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

[削る]

(物品等の調達)

第14条 受注者は、次条に規定する貸与品等を除き、自己の負担と責任において、業務の履行に必要な物品等を確保しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

6 受注者が発注者の物品及び庁舎等を使用する場合は、別途使用貸借申請書により発注者へ申請するものとする。

7 前項に規定する貸与品及び庁舎等の使用については、この契約の目的以外には使用することができない

改正前

(措置請求)

第8条 発注者は、管理技術者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4. 発注者は、前項規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を請求を受理した日から10日以内に、受注者に通知しなければならない。

[新設]

(貸与品及び庁舎等の使用)

第9条 受注者が発注者の物品及び庁舎等を使用する場合は、別途使用貸借申請書により発注者へ申請するものとする。

2. 前項に規定する貸与品及び庁舎等の使用については、この契約の目的以外には使用することができないものとする。

[新設]

(貸与資料等)

第10条 発注者から受注者へ貸与する、受注者が業務を履行するために必要な図面、その他の書類及び物品（以下「貸与資料等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2. 受注者は、貸与資料等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者又は発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3. 受注者は、貸与資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4. 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務の完了、業務内容の変更又は第12条、第18条、第19条、第21条若しくは第22条の規定により契約が解除された場合には、前項の貸与資料等を遅滞なく、発注者に返還しなければならない。

5. 受注者は、自己の故意又は過失により貸与資料等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に覆し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

改正後

改正前

ものとする。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

[削る]

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又

[新設]

(業務履行状況の報告)

第11条 受注者は、別に定めるところにより、発注者に対して業務の履行状況について報告しなければならない。

2. 発注者又は監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

[新設]

[新設]

(業務内容の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、

改正後	改正前
<p><u>は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。</u></p> <p><u>3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>（業務に係る受注者の提案）</u></p> <p><u>第20条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。</u></p> <p><u>（適正な履行期間の設定）</u></p> <p><u>第21条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。</u></p> <p><u>（受注者の請求による履行期間の延長）</u></p> <p><u>第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>（発注者の請求による履行期間の短縮）</u></p> <p><u>第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><u>（履行期間の変更方法）</u></p> <p><u>第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>（請負代金額の変更方法等）</u></p>	<p><u>又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>（適正な履行期間の設定）</u></p> <p><u>第12条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>(臨機の措置)</u></p> <p><u>第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</u></p> <p><u>4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。</u></p> <p><u>(一般的損害)</u></p> <p><u>第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</u></p> <p><u>(第三者に及ぼした損害)</u></p> <p><u>第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</u></p> <p><u>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</u></p> <p><u>第29条 発注者は、第6条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第27条、第32条又は第38条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければなら</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第13条 <u>受注者は、業務の履行に当たり受注者の責により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>2. 前項の場合その他業務の履行について</u>第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者<u>と</u>受注者<u>と</u>が協力してその処理解決に<u>あたる</u>ものとする。</p> <p>[新設]</p>

改正後

い。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 前項の請求額は請負代金から受注者がその時点までに受理した部分払金の額を差引いた額とする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第32条 発注者は、第30条第3項若しくは第4項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第33条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。

[注] 部分払を行わない場合は、この条を削除する。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

改正前

(検査)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2. 発注者は、受注者から前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員により、受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

(請負代金の支払)

第15条 受注者は、前条の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2. 前項の請求額は請負代金から受注者がその時点までに受理した部分払金の額を差引いた額とする。

3. 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

[新設]

[新設]

(部分払)

第16条 受注者は、業務の完了前に、業務の既済部分に相応する請負代金の額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えることができない。

2. 受注者は、前項の請求をしようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

改正後

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第34条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金の額」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金の額」は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第30条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金の額

指定部分に相応する請負代金の額

二 第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金の額

引渡部分に相応する請負代金の額

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第35条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

[注] 第35条及び第36条は、この契約が国債に基づく場合に使用する。

改正前

[新設]

[新設]

3. 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合、発注者は当該請求があった日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければならない。

[新設]

4. 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払を請求する場合においては、第1項中「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額から既に部分払の対象となった請負代金の額を控除した額」とするものとする。

[新設]

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第16条の2 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

改正後	改正前																								
<p>2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> </table> <p>3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。</p> <p>(国債に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第36条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>年度</td><td>回</td></tr> <tr><td>年度</td><td>回</td></tr> <tr><td>年度</td><td>回</td></tr> </table>	年度	円	年度	円	年度	円	年度	回	年度	回	年度	回	<p>2. 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年度</td><td>円</td></tr> </table> <p>3. 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。</p> <p><u>※第16条の2を使用しない場合は削除する。</u></p> <p>(国債に係る契約の部分払の特則)</p> <p>第16条の3 国債に係る契約において、前会計年度末請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。</p> <p>2. 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>年度</td><td>回</td></tr> <tr><td>年度</td><td>回</td></tr> <tr><td>年度</td><td>回</td></tr> </table> <p><u>※第16条の3を使用しない場合は削除する。</u></p>	年度	円	年度	円	年度	円	年度	回	年度	回	年度	回
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	回																								
年度	回																								
年度	回																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	円																								
年度	回																								
年度	回																								
年度	回																								
<p><u>(第三者による代理受領)</u></p> <p>第37条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条（第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。</p> <p><u>(部分払等の不払いに対する業務中止)</u></p> <p>第38条 受注者は、発注者が第33条又は第34条において準用される第31条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第39条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第41条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p>																								

改正後	改正前
<p>一 営業に関し、法律上必要な資格を有しないとき。</p> <p>二 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>[注] 第2号は第3条第3項を使用しない場合は削除する。</p> <p>三 正当な事由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>四 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。</p> <p>五 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>七 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>[注] 第7号を使用しない場合は削除する。</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>[注] 第2号は第3条第3項を使用しない場合は削除する。</p> <p>三～十一 [略]</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第42条 第40条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（受注者の催告による解除権）</p> <p>第43条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>（受注者の催告によらない解除権）</p> <p>第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 第18条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>二 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第45条 第43条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（解除の効果）</p> <p>第46条 <u>この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第34条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</u></p>	<p>い。</p> <p>[新設]</p> <p>二 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>三 <u>受注者が</u>正当な事由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しない場合。</p> <p>二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められる場合。</p> <p>四 管理技術者を配置しなかった場合。</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合。</p> <p>六 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>※第6号を使用しない場合は削除する。</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>三～十一 [略]</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（受注者の催告による解除権）</p> <p>第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>（受注者の催告によらない解除権）</p> <p>第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 <u>発注者が</u>第12条第1項の規定により業務内容を変更したため、<u>請負代金の額</u>が、3分の2以上減少した場合。</p> <p>二 第12条第1項の規定による業務の中止期間が、<u>履行期間の10分の5</u>（履行期間の10分の5が6<u>ヶ月</u>を超えるときは、6<u>ヶ月</u>）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3<u>ヶ月</u>を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（解除の効果）</p> <p>第24条 <u>発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができ</u></p>

改正後

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分（第34条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとする。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第47条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第40条、第41条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第39条、第43条又は第44条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 [略]

二 第40条又は第41条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

三 [略]

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第40条又は第41条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 [略]

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一～三 [略]

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第49条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、

改正前

る。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分請負代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

[新設]

2 前項に規定する既履行部分請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[新設]

（発注者の損害賠償請求等）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 [略]

二 第18条又は第19条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

三 [略]

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第18条又は第19条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 [略]

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一～三 [略]

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第26条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、

改正後	改正前
<p>受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>二～四 [略]</p> <p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第43条又は第44条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 [略]</p> <p>2 第31条第3項（<u>第34条において準用する場合を含む。</u>）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>（保険）</u></p> <p>第51条 <u>受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。</u></p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第52条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その<u>支払わない額</u>に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の<u>延滞金</u>を徴収する。</p> <p>（紛争の解決）</p> <p>第53条 <u>この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争につい</u></p>	<p>受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「<u>独占禁止法</u>」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p> <p>二～四 [略]</p> <p>2. <u>受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</u></p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 [略]</p> <p>2. <u>第15条第3項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その<u>支払われない額</u>に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払いの日まで、<u>年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。</u></p> <p>2. <u>前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の<u>遅延金</u>を徴収する。</u></p> <p>[新設]</p>

改正後

ては、第12条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

[注] この条は、あらかじめ調停人を選任する場合に規定する条文である。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

[注] 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第55条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

改正前

(情報通信の技術を利用する方法)

第29条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

改正後

(現場技術業務契約書例第15条「貸与品等」様式例)

年 月 日

総括監督員

殿

受注者
管理技術者

使用貸借申請書

業務名

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

- 1 借用期間：(自) 年 月 日
(至) 年 月 日
- 2 引渡場所：
- 3 借用物品名

品名	数量	備考

4 発注者と受注者との確認事項

改正前

(現場技術業務契約書例第 9 条「貸与品及び庁舎等の使用」様式例)

年 月 日

総括監督員

殿

受注者
管理技術者

使用貸借申請書

業務名

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

- 1. 借用期間：(自) 年 月 日
(至) 年 月 日
- 2. 引渡場所：
- 3. 借用物品名

品名	数量	備考

4. 発注者と受注者との確認事項

改正後	改正前
<p>別添－3</p> <p>現場技術業務共通仕様書例</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 適用範囲</p> <p>1 この共通仕様書は、〇〇農政局が行う現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する<u>ものとし、契約書及び業務設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</u></p> <p><u>2 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</u></p> <p><u>3 設計図書の間に相違がある場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 地質・土質調査、測量、設計等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</u></p> <p><u>5 業務内容説明書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）及び特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。</u></p> <p>第1-2条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</u></p> <p><u>(2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した会社<u>その他</u>の法人をいう。</u></p> <p><u>(3) 「調査・測量・設計業務等受注者」とは、当該現場技術業務（事業促進型）（以下「促進業務」という。）において調整等の対象とする調査業務、測量業務、設計業務等（以下「調査・測量・設計業務等」という。）の受注者をいう。</u></p> <p><u>(4) 「工事受注者」とは、当該業務において調整等の対象とする工事の受注者をいう。</u></p> <p><u>(5) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条第2項に規定する者をいう。</u></p> <p><u>(6) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、契約書第30条の規定に基づき、検査を行う者をいう。</u></p> <p><u>(7) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行う者で、契約書第9条第2項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>(8) 「現場技術員」とは、現場技術業務（監督支援型）受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。</u></p> <p><u>(9) 「主任技術者」とは、管理技術者のもと促進業務の主担当として従事する者であり、促進業務受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>(10) 「技術員」とは、管理技術者及び主任技術者のもとで業務を担当する者で、促進業務受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>(11) 「管理技術者等」とは、管理技術者、主任技術者、現場技術員及び技術員を総称していう。</u></p>	<p>別添－3</p> <p>現場技術業務共通仕様書例</p> <p>[新設]</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 適用範囲</p> <p>1. この共通仕様書は、〇〇農政局が行う現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2. 特殊な検査、試験等について、別に定める仕様書によるものとする。</u></p> <p><u>3. 業務内容説明書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）及び特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。</u></p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p><u>一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</u></p> <p><u>二 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した会社及び公益法人等をいう。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>三 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第6条第2項に規定する者をいう。</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>四 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行う者で、契約書第7条第2項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>五 「現場技術員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>六 「管理技術者等」とは、管理技術者及び現場技術員を総称していう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(12) 「促進業務者」とは、促進業務受注者における管理技術者、主任技術者及び技術員を総称していう。</u></p> <p><u>(13) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</u></p> <p><u>(14) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u></p> <p><u>(15) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特別仕様書を総称していう。</u></p> <p><u>(16) 「共通仕様書」とは、現場技術業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</u></p> <p><u>(17) 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該現場技術業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</u></p> <p><u>(18) 「現場説明書」とは、現場技術業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該現場技術業務の契約条件を説明するための書面をいう。</u></p> <p><u>(19) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u></p> <p><u>(20) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</u></p> <p><u>(21) 「委任」とは全権を与えるものではなく、判断・意志決定については監督職員の承諾を得て行うものとする。</u></p> <p><u>(22) 「指示」とは、監督職員が受注者に、又は促進業務受注者が調査・測量・設計業務等受注者若しくは工事受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</u></p> <p><u>(23) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。</u></p> <p><u>(24) 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、又は促進業務受注者が調査・測量・設計業務等受注者若しくは工事受注者に対し、現場技術業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p><u>(25) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、又は調査・測量・設計業務等受注者若しくは工事受注者が促進業務受注者に対し、業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p><u>(26) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</u></p> <p><u>(27) 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</u></p> <p><u>(28) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</u></p> <p><u>(29) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</u></p> <p><u>(30) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者、受注者、調査・測量・設計業務等受注者、工事受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</u></p> <p><u>(31) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、又は調査・測量・設計業務等受注者若しくは工事受注者が促進業務受注者に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</u></p> <p><u>(32) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(33) 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>(34) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則とし</u></p>	<p>[新設]</p> <p><u>十六</u> 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><u>十七</u> 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p><u>十八</u> 「仕様書」とは、共通仕様書及び特別仕様書を総称していう。</p> <p><u>十九</u> 「共通仕様書」とは、現場技術業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p><u>二十</u> 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該現場技術業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p><u>二一</u> 「現場説明書」とは、現場技術業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該現場技術業務の契約条件を説明するための書面をいう。</p> <p><u>二二</u> 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p><u>二三</u> 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>[新設]</p> <p><u>七</u> 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p><u>二四</u> 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。</p> <p><u>二五</u> 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督員に対し、現場技術業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><u>十</u> 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><u>二六</u> 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p><u>八</u> 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p><u>二七</u> 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p><u>二八</u> 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p><u>九</u> 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p><u>十一</u> 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、業務に係る事項について、書面又は、その他の資料を説明、差し出すことをいう。</p> <p><u>十二</u> 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p><u>十三</u> 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p><u>十四</u> 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原</p>

改正後	改正前
<p>て情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</p>	<p>則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</p>
<p><u>(35) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(36) 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員又は促進業務者が臨場し、内容を確認することをいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(37) 「調整」とは、監督職員又は促進業務者が調査・測量・設計業務等受注者又は工事受注者から提出された書類等について、適切に整合を図ることをいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(38) 「受理」とは、監督職員が書類又は届け等を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(39) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(40) 「打合せ」とは、現場技術業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</u></p>	<p><u>十五</u> 「打合せ」とは、現場技術業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>
<p><u>(41) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(42) 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第1-3条 監督職員</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>1 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。</u></p>	
<p><u>2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</u></p>	
<p><u>3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。</u></p>	
<p><u>4 監督職員がその権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</u></p>	
<p>第1-4条 提出書類</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務請負代金額（以下「請負代金額」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。</u></p>	
<p><u>2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</u></p>	
<p>第1-5条 打合せ等</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。</u></p>	
<p><u>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。</u></p>	
<p><u>2 業務着手時及び設計図書で定める時期において、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。</u></p>	
<p>第1-6条 業務計画書</p>	<p>第4条 業務実施計画書</p>
<p><u>1 受注者は、業務実施場所における業務開始日以前に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>1. 受注者は、業務実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p>

改正後

らない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) [略]

(2) 実施方針 (情報セキュリティに関する対策を含む)

(3)～(5) [略]

(6) 第3-6条に示す事業促進実施計画書(事業促進型の場合)

(7) その他

3 受注者は、業務計画書の重要内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1-7条 業務実績データの作成及び登録

1 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

第1-8条 業務に必要な資料の取扱い

1 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。

2 監督職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。

3 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却しなければならない。

4 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

5 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。

6 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第1-9条 成果物の提出

1 受注者は、業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

第1-10条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、現場技術業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1-11条 検査

1 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書によ

改正前

2. 業務実施計画書には契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) [略]

(2) 実施方針

(3)～(5) [略]

[新設]

(6) その他

3. 受注者は、業務実施計画書の重要内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務実施計画書を提出しなければならない。

4. 受注者は監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。

第9条 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。

(1)～(3) [略]

[新設]

[新設]

第7条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、現場技術業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

[新設]

改正後	改正前
<p><u>り義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。</u></p> <p><u>2 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。なお、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。</u></p> <p><u>3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 促進業務の成果物の検査</u></p> <p><u>(2) 促進業務管理状況の検査</u></p>	
<p>第1-12条 情報セキュリティにかかる事項</p> <p><u>受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。</u></p>	[新設]
<p>第1-13条 修補</p> <p><u>1 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。</u></p> <p><u>3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。</u></p>	[新設]
<p>第1-14条 条件変更等</p> <p><u>1 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</u></p> <p><u>2 監督職員が受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</u></p>	[新設]
<p>第1-15条 契約変更</p> <p><u>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務の請負契約の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 業務内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合</u></p> <p><u>(2) 履行期間の変更を行う場合</u></p> <p><u>(3) 監督職員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合</u></p> <p><u>(4) 契約書第29条の規定に基づき、請負代金額の変更で代える設計図書の変更を行う場合</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第1-14条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項</u></p> <p><u>(2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</u></p> <p><u>(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項</u></p>	[新設]
<p>第1-16条 履行期間の変更</p> <p><u>1 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</u></p>	[新設]

改正後	改正前
<p>第1-17条 一時中止</p> <p><u>1 発注者は、契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</u></p> <p><u>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第1-23条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合</u></p> <p><u>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合</u></p> <p><u>(3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合</u></p> <p><u>(4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合</u></p> <p><u>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合</u></p> <p><u>2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第1-18条 発注者の賠償責任</p> <p><u>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</u></p> <p><u>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第1-19条 受注者の賠償責任</p> <p><u>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</u></p> <p><u>(2) 受注者の責により損害が生じた場合</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第1-20条 部分使用</p> <p><u>1 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 別途業務の使用に供する必要がある場合</u></p> <p><u>(2) その他特に必要と認められた場合</u></p> <p><u>2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第1-21条 再委託</p> <p><u>1 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</u></p> <p><u>(1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</u></p> <p><u>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p><u>3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、屋外で行う業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>8 受注者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</u></p> <p>第1-24条 臨機の措置</p> <p><u>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</u></p> <p>第1-25条 履行報告</p> <p><u>受注者は、契約書第13条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>第1-26条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 秘密の保持 [略]</p> <p>3 取得の制限 [略]</p> <p>4 利用及び提供の制限 [略]</p> <p>5 複写等の禁止 [略]</p> <p>6 再委託の禁止及び再委託時の措置 [略]</p> <p>7 事案発生時における報告 [略]</p> <p>8 資料等の返却等 [略]</p> <p>9 管理の確認等 (1)・(2) [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第10条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 [略]</p> <p>3. 取得の制限 [略]</p> <p>4. 利用及び提供の制限 [略]</p> <p>5. 複写等の禁止 [略]</p> <p>6. 再委託の禁止及び再委託時の措置 [略]</p> <p>7. 事案発生時における報告 [略]</p> <p>8. 資料等の返却等 [略]</p> <p>9. 管理の確認等 (1)・(2) [略]</p>

改正後	改正前
<p>10 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-6条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 従事者への周知 [略]</p> <p>第1-27条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-6条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 関係法令等の遵守</u> [略]</p> <p><u>(2) 行政情報の目的外使用の禁止</u> [略]</p> <p><u>(3) 社員等に対する指導</u></p> <p><u>ア</u> 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p><u>(4) 契約終了時等における行政情報の返却</u> [略]</p> <p><u>(5) 電子情報の管理体制の確保</u></p> <p><u>ア</u> 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1-6条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p><u>イ</u> 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p><u>(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(6) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保</u></p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p><u>ア</u> 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p><u>イ</u> セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p><u>ウ</u> セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p><u>エ</u> セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p><u>オ</u> 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p><u>(7) 事故の発生時の措置</u></p> <p><u>ア</u> 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p><u>イ</u> この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の</p>	<p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第4条で示す業務実施計画書に記載するものとする。</p> <p>11. 従事者への周知 [略]</p> <p>第11条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第4条で示す業務実施計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u> [略]</p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u> [略]</p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>(1)</u> 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>(2)</u> 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p><u>(3)</u> 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u> [略]</p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>(1)</u> 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第4条で示す業務実施計画書に記載するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p><u>イ</u> 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p><u>ロ</u> 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p><u>ハ</u> 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p><u>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p><u>イ</u> 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p><u>ロ</u> セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p><u>ハ</u> セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p><u>ニ</u> セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p><u>ホ</u> 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>(1)</u> 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p><u>(2)</u> この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故</p>

改正後	改正前
<p>再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第1-28条 保険加入の義務 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2編 監督支援型編</p> <p style="text-align: center;">第1章 一般的事項</p> <p>第2-1条 一般的留意事項</p> <p>1 管理技術者は、第2-4条から第2-19条で示される業務の適正な履行を確保するため、現場技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように現場技術員を、指揮監督しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>2 現場技術員は、管理技術者のもとに第2-4条から第2-19条のうち監督職員から示された業務を適正に遂行するものとし、自らの独断に基づき工事受注者等の業務遂行上の関係者に対する指示又は、承諾を行ってはならない(災害等緊急の場合を除く。)</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>第2-2条 完了通知書の添付書類</p> <p>受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき提出する完了通知書には次条に規定する整備書類を添付するものとする。</p> <p>第2-3条 業務実施報告書</p> <p>受注者は、別に定める様式により、業務実施報告書と作成した資料等を取りまとめ、月毎に監督職員に提出し承諾を得なければならない。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p style="text-align: center;">第2章 設計に関する業務</p> <p>第2-4条 設計及び工事の積算に関する資料等の作成</p>	<p>の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第12条 保険加入の義務 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第3条 一般的留意事項</p> <p>1. 管理技術者は、第14条から第26条で示される業務の適正な履行を確保するため、現場技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように現場技術員を、指揮監督しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>2. 管理技術者は、別途仕様書の定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</u></p> <p><u>3. 現場技術員は、管理技術者のもとに第14条から第26条のうち監督職員から示された業務を適正に遂行するものとし、自らの独断に基づき工事受注者等の業務遂行上の関係者に対する指示又は、承諾を行ってはならない(災害等緊急の場合を除く。)</u></p> <p>第5条 業務履行状況の点検</p> <p><u>管理技術者は、履行状況の点検、報告等のため、打合せ時に別に定める様式により業務報告書(日毎)を作成し監督職員に提出(適宜、電子メール提出も可能)しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 整備書類</p> <p>第6条 業務完了届の添付書類</p> <p>受注者は、契約書第14条の業務完了届には第2章に規定する整備書類を添付するものとする。</p> <p>第13条 業務実施報告書</p> <p>受注者は、別に定める様式により、業務実施報告書と作成した資料等を取りまとめ、月毎に監督職員に提出し承諾を得なければならない。</p> <p><u>また、現場技術業務報告書(日毎)及び現場技術業務月報についても業務実施報告書とあわせて、月毎に監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>ただし、現場技術業務報告書(日毎)は第5条業務履行状況の点検により、提出済みのものはこれに替えることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 設計に関する現場技術業務</p> <p>第14条 設計及び工事の積算に関する資料等の作成</p>

改正後	改正前
<p>受注者は、監督職員との打合せや指示等により設計及び工事の積算に必要な現地条件等の調査及び図面、その他の資料の作成を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。</p>	<p><u>1.</u> 受注者は、監督職員との打合せや指示等により設計及び工事の積算に必要な現地条件等の調査及び図面、その他の資料の作成を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>2.</u> <u>受注者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。</u></p>
<p><u>第2-5条 その他事項（設計に関する業務）</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>受注者は、その他、第2-4条に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第3章 監督に関する業務</p>	<p style="text-align: center;">第4章 監督に関する現場技術業務</p>
<p><u>第2-6条</u> 施工計画の検討</p>	<p>第15条 施工計画の検討</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>第2-7条</u> 工程管理の点検</p>	<p>第16条 工程管理の点検</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>第2-8条</u> 出来形管理及び品質管理の確認</p>	<p>第17条 出来形管理及び品質管理の確認</p>
<p>1 検測</p>	<p><u>1.</u> 検測</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2 出来形管理及び品質管理</p>	<p><u>2.</u> 出来形管理及び品質管理</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>第2-9条</u> 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成</p>	<p>第18条 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成</p>
<p>1 設計図書と現地の不一致等</p>	<p><u>1.</u> 設計図書と現地の不一致等</p>
<p>受注者は、業務遂行中に次の各号に掲げる事項又は、これに類する事項につき工事受注者から通知を受けたときは、遅滞なく監督職員に報告するものとする。</p>	<p>受注者は、業務遂行中に次の各号に掲げる事項又は、これに類する事項につき工事受注者から通知を受けたときは、遅滞なく監督職員に報告するものとする。</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(4) 予期することができない特別の状態が生じた場合。</p>	<p>(4) <u>設計図書で明示されていない施行条件について</u>予期することができない特別の状態が生じた場合。</p>
<p>(5) [略]</p>	<p>(5) [略]</p>
<p>2 設計変更等に関する資料</p>	<p><u>2.</u> 設計変更等に関する資料</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>第2-10条</u> 工事施工に関する資料等の作成</p>	<p>第19条 工事施工に関する資料等の作成</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>第2-11条</u> 工事施工に関する立会、観察、測定等</p>	<p>第20条 工事施工に必要な立会、観察、測定</p>
<p>1 立会・観察</p>	<p><u>1.</u> 立会・観察</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2 材料検査</p>	<p><u>2.</u> 材料検査</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>3 工事検査の立会</p>	<p><u>3.</u> 工事検査の立会</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>第2-12条</u> <u>工事の安全確保及び事故報告</u></p>	<p>第21条 事故報告</p>
<p><u>1</u> <u>工事の安全確保</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>受注者は、工事現場の安全点検を行い、安全対策に不備がある場合にはその状況を監督職員に報告する</u></p>	

改正後

ものとする。

2 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

第2-13条 工事現場発生品の確認

[略]

第2-14条 工事受注者に対する支給品等の確認

1 受注者は、発注者が工事受注者に対して支給、又は貸与する物品について、監督職員との打合せや指示等により、その都度、受領書または借用書を工事受注者から徴して、監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

2 受注者は、工事受注者から発注者に貸与品の返還があった場合に監督職員との打合せや指示等により、その都度、工事受注者から返還書を徴して監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

第2-15条 その他事項（監督に関する業務）

受注者は、その他、第2-6条から第2-14条に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

第4章 関係機関等との協議に関する業務

第2-16条 関係機関等との協議に関する資料等の作成

1 受注者は、監督職員との打合せや指示等により、地元及び関係機関等との協議・調整に必要な測量、調査又は資料等の作成を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、監督職員の指示により、監督職員が前項の協議等を行う際、随行するものとする。

第2-17条 その他事項（関係機関等との協議に関する業務）

受注者は、その他、第2-16条に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

第5章 事業実施に関する業務

第2-18条 事業実施に関する資料等の作成

受注者は、監督職員との打合せや指示等により、次の各号に定める事項について調査又は資料等の作成・整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

(1) 設計・工事等の発注に係る契約図書の整理

(2) 設計・工事等の発注に係る契約図書に必要な測量、調査又は資料等の作成

[削る]

(3) 事業計画変更に必要な調査又は資料等の作成

(4) 事業再評価に必要な調査又は資料等の作成

[削る]

第2-19条 その他事項（事業実施に関する業務）

受注者は、その他、第2-18条に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職

改正前

[新設]

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

第22条 工事現場発生品

[略]

第23条 工事受注者に対する支給品等

1. 受注者は、発注者が工事受注者に対して支給、又は貸与する物品について、監督職員との打合せや指示等により、その都度、受領書または借用書を工事受注者から徴して、監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

2. 受注者は、工事受注者から発注者に貸与品の返還があった場合に監督職員との打合せや指示等により、その都度、工事受注者から返還書を徴して監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

第24条 その他事項

受注者は、その他、第15条から第23条に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

第5章 関係機関等との協議に関する現場技術業務

第25条 関係機関等との協議に関する資料等

1. 受注者は、監督職員との打合せや指示等により、地元及び関係機関等との協議・調整に必要な測量、調査又は資料等の作成を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

2. 受注者は、監督職員の指示により、監督職員が前項の協議等を行う際、随行するものとする。

[新設]

第6章 事業実施に関する現場技術業務

第26条 事業実施に関する資料等

受注者は、監督職員との打合せや指示等により、次の各号に定める事項について調査又は資料等の作成・整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

1. 設計・工事等の発注に係る契約図書の整理

2. 設計・工事等の発注に係る契約図書に必要な測量、調査又は資料等の作成

3. プロポーザル方式及び総合評価方式等に関する技術提案書・評価書等の入札契約事務に係る資料の作成又は整理

4. 事業計画変更に必要な調査又は資料等の作成

5. 事業再評価に必要な調査又は資料等の作成

6. その他上記に準ずる事項

[新設]

員に報告するものとする。

第3編 事業促進型編

第1章 一般的事項

第3-1条 一般的留意事項

- 1 促進業務受注者は、業務における管理技術者、主任技術者及び技術員を定め、発注者に通知するものとする。なお、促進業務受注者が設計共同体の場合は、構成員のうちいずれか1社が管理技術者を配置すること。
- 2 促進業務受注者は、促進業務者を変更する場合は監督職員に対し申出を行い、承諾を得なければならない。
- 3 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、促進業務受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は促進業務受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 4 管理技術者は、第3-5条で示される促進業務の適正な履行を確保するため、主任技術者及び技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように主任技術者及び技術員を、指揮監督しなければならない。
 - (1) 調査・測量・設計等に関わる業務にあたっては、別に定める共通仕様書等の内容を十分に理解し、現場の状況について精通しておくこと。
 - (2) 別に定める「〇〇農政局請負工事等監督要領」等を十分に理解し、厳正に実施すること。
 - (3) 当該促進業務の対象となる業務及び工事の請負契約書、設計図書及び仕様書等の内容を十分に理解し、現場の状況について精通しておくこと。
 - (4) 発注者から貸与を受けた図書及び物品等については、善良なる管理を行うこと。
 - (5) 促進業務の実施にあたっては、促進業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
 - (6) 監督職員の指示により、監督職員が調査・測量・設計業務等受注者又は工事受注者から受領する図書、又は調査・測量・設計業務等受注者又は工事受注者に提示し、若しくは指示する図書の整理を適切に行うこと。
- 5 管理技術者は、促進業務の履行に当たり、以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年））以上相当の能力と経験を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目））
 - ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目））
 - ・博士（当該業務に関連する学術分野）
 - ・1級土木施工管理技士
 - ・農業土木技術管理士
 - ・シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）

[新設]

- ・畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）
- ・農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）
- ・農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計・施工に係る業務に限る）
- ・農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）

6 主任技術者及び技術員は、別途特別仕様書に規定する資格を有するものでなければならない。

第3-2条 業務及び工事等の入札への参加制限

当該促進業務において調整等の対象とする調査・測量・設計業務及び土木工事等（現場技術業務を除く。）の受注者並びにその受注者と資本、人事面で関係がある者は、当該促進業務の入札に参加できない。

また、当該促進業務受注者及び当該促進業務と資本、人事面で関係がある者は、当該促進業務実施期間中は、当該促進業務において調整等の対象とする調査・測量・設計業務等又は土木工事等（現場技術業務を除く。）の入札に参加してはならない。

第3-3条 土地への立入り等

1 促進業務受注者は、促進業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第11条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、促進業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2 促進業務受注者は、促進業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについては、当該土地所有者及び占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は促進業務受注者はこれに協力しなければならない。

3 促進業務受注者は、前項の場合において生じた損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と協議により定めるものとする。

4 促進業務受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

なお、促進業務受注者は、発注者から交付された身分証明書の必要がなくなった場合には、ただちに発注者に返却しなければならない。

第3-4条 使用する技術基準等

促進業務受注者は、促進業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特別仕様書に基づいて行わなければならない。

なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

第3-5条 促進業務の内容

1 促進業務とは、設計図書等に基づき、「調査・測量・設計業務等の調整等」、「工事に関する調整等」、「地元関係者及び関係機関等との協議等」等を行うことをいう。

2 促進業務の実施にあたっては、事業実施の円滑化による事業効果の早期発現、工事コストの縮減、設計・施工等の適正化、施設のライフサイクルコストの縮減等に配慮して実施しなければならない。

3 促進業務者は、設計図書に示す作業内容について、発注者の全体的な管理の下、発注者と密接に連携し、分担・協力して一体となって促進業務を遂行するものとする。分担内容、協力内容については、発注

者と調整のうえ決定し実施する。

4 促進業務の実施に関する最終的な判断は、発注者の権限とし、その判断により生じる結果については、発注者の責任に帰するものとする。

第3-6条 事業促進実施計画書

促進業務受注者は、次に挙げる事項を記載した事業促進実施計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

促進業務受注者は、監督職員の承諾を得た事業促進実施計画書に基づき、当該促進業務を実施するものとする。

(1) 実施方針

業務概要、実施方針

(2) 実施計画

業務内容ごとの実施内容、工程計画

(3) 調査・測量・設計業務、工事の管理表

当該促進業務において調整等の対象とする調査・測量・設計業務及び工事ごとの調整等に関する作業内容等

第3-7条 報告

1 促進業務受注者は、次に挙げる事項を記入した「業務実施報告書」を作成し、月ごとにとりまとめて発注者に提出するものとする。また、作成した資料等を整理し、業務実施報告書に添付して報告する。

(1) 実施した作業内容（目的、経緯、結果等を整理）

(2) その他必要事項

2 業務完了時においても促進業務の対象となる業務又は工事等が継続している、又は対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項が有る場合は、以下の項目を発注者に書面（「引継事項記載書」）で提出するものとする。

(1) 事業実施にあたり留意すべき点（実施条件、地元関係者及び関係行政機関等との協議内容等）

(2) 業務完了時における実施状況、地元関係者及び関係行政機関等との協議・調整等の状況

第3-8条 促進業務の成果

1 第1-9条でいう成果物とは、第3-7条で作成した以下に示す書類をいう。

(1) 業務実施報告書

(2) 引継事項記載書

2 受注者は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考として、作成した電子データを、電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

第2章 調査・測量・設計業務等の調整等

第3-9条 業務方針等の調整

促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等受注者から提出される業務計画書等の確認を行い、確認した業務計画書及び確認結果を監督職員に報告するものとする。

第3-10条 工程の把握及び調整

- 1 促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等の工程を把握するとともに、検査時期、業務成果品の引渡し時期を確認し、監督職員に報告するものとする。
- 2 促進業務受注者は、予定工程が著しく遅れることが予想される測量・調査・設計業務等がある場合は、当該調査・測量・設計業務等受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。
- 3 促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等の進捗の遅れが、全体工程に対して著しく影響があると判断される場合は、その旨を監督職員に報告しなければならない。また、当該調査・測量・設計業務等受注者から事情を把握し、全体業務工程の最適化を図るための是正措置を提案するものとする。

第3-11条 調査・測量・設計業務等の助言

- 1 促進業務受注者は、工事施工の観点から、調査・測量・設計業務等受注者に対し適切かつ的確な助言を行うものとする。
- 2 促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等が効率的、効果的に実施できるよう、調査・測量・設計業務等受注者に対し、適切かつ的確な助言を行うものとし、その内容について監督職員に報告するものとする。

第3-12条 調査・測量・設計業務等の協議等

促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等の契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議及び受理等にあたり、不明確な事項の確認や、対応案の作成が必要となる場合には、監督職員の指示により必要に応じて現場条件等を把握し、対応案を作成し監督職員に提出するものとする。

第3-13条 調査・測量・設計業務成果内容の確認

- 1 促進業務受注者は、調査・測量・設計業務成果について、成果の妥当性等の観点から業務内容の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- 2 促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等において行う工法・施工計画について、効率的、効果的な施工方法及び施工計画となるよう代替案、改善案について検討を行い、監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

第3-14条 調査・測量・設計業務等の検査資料確認

促進業務受注者は、調査・測量・設計業務の契約図書により義務づけられた資料及び検査に必要な書類及び資料等について確認を行うものとする。また、業務完了検査に立会うものとする。

第3-15条 その他事項（調査・測量・設計業務等の調整等）

促進業務受注者は、その他、第3-9条から3-14条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

第3章 工事に関する調整等**第3-16条 施工方針等の調整**

促進業務受注者は、工事の受注者から提出される施工計画書等の確認を行い、確認結果を監督職員に報告するものとする。確認の結果、工事の受注者に対して、施工計画書の修正を指示すべき事項のうち、監督職員の承諾を得られた事項については、工事の受注者に、施工計画書の修正を指示するものとする。修正された施工計画書等は、再度確認を行い、確認結果を監督職員に報告するものとする。

第3-17条 工程の把握及び調整

1 促進業務受注者は、工事の工程を把握するとともに、検査時期、引渡し時期を確認し、監督職員に報告するものとする。

2 促進業務受注者は、予定工程が著しく遅れることが予想される工事がある場合は、当該工事受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。

第3-18条 工事の助言

促進業務受注者は、施工が効率的、効果的に実施できるよう、工事受注者に対し、適切かつ的確な助言を行うものとし、その内容について監督職員に報告するものとする。

第3-19条 工事の協議等

促進業務受注者は、工事の契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議及び受理等について、不明確な事項に対する確認や、対応案の検討が必要となった場合には、監督職員の指示により、必要に応じて現場条件等を把握し、対応案を作成し監督職員に提出するものとする。

第3-20条 施工状況の確認

1 促進業務受注者は、施工状況について、施工性、安全性等の観点から施工状況の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

2 促進業務受注者は、工法・施工計画について、効率的、効果的な施工方法及び施工計画となるよう代替案、改善案について検討を行い、監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

3 促進業務受注者は、工事契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確認するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

第3-21条 出来形管理及び品質管理の確認

促進業務受注者は、工事の契約図書に定められた工事の目的物の出来形及び品質規格（工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真等）の確保の方針等について検証し、その内容について監督職員に報告するものとする。

第3-22条 工事の検査資料確認

促進業務受注者は、工事の契約図書により義務づけられた資料及び、検査（中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（性質上可分の工事の完済部分検査を含む）、完成検査）に必要な書類及び資料等について助言を行うものとする。

第3-23条 その他事項（工事に関する調整等）

促進業務受注者は、その他、第3-16条から3-22条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

第4章 地元関係者及び関係機関等との協議等

第3-24条 調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明

促進業務受注者は、調査・測量・設計業務等の実施に伴い、地元関係者の土地に立入る必要がある場合は、監督職員の指示により、当該地元関係者に対し土地立入について了解を得るものとする。

第3-25条 調査・測量・設計業務等に関する地元関係者との調整・協議

促進業務受注者は、地元関係者等から事業に関する苦情・要望等があった場合、その内容を確認し監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により当該関係者との協議を行うものとする。

第3-26条 調査・測量・設計業務等に関する関係機関等との調整・協議

1 促進業務受注者は、設計等を実施する前に、関係機関と設計条件等の基本的事項を確認するものとし、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 促進業務受注者は、第1項に基づき実施した設計内容を確認する他、工事を施工する上で必要な設計の詳細内容及び設計施工協議の状況を確認するものとし、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 促進業務受注者は、関係機関等との速やかな調整・協議を図るものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅延なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

4 その他事業の推進に必要な調整・協議事項について、監督職員の指示により適切に処理するものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、延滞なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

第3-27条 工事に関する地元関係者との調整・協議

1 工事着手時等の立入に関する地元説明

促進業務受注者は、工事の実施に伴い、地元関係者の土地に立入る必要がある場合は、監督職員の指示により、当該地元関係者に対し土地立入について了解を得るものとする。

2 工事に関する地元関係者との調整・協議

促進業務受注者は、地元関係者から事業に関する苦情・要望があった場合、その内容を確認し監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により当該関係者と協議を行うものとする。

第3-28条 工事に関する関係機関等との調整・協議

1 促進業務受注者は、工事を実施する前に、関係機関等と設計協議事項を確認するものとし、その結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 促進業務受注者は、設計協議に基づき実施する工事内容を確認し、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 促進業務受注者は、早期の工事着手、完成を念頭におき、関係機関等との速やかな調整・協議を図るものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅延なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議する。

第3-29条 調整・協議に必要な資料の作成

促進業務受注者は、監督職員から指示があった場合には、地元関係者及び関係機関との協議資料を作成するものとする。

第3-30条 その他事項（地元関係者及び関係機関等との協議等）

促進業務受注者は、その他、第3-24条から3-29条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

(現場技術業務共通仕様書例第1-5条第2項 打合せ記録簿例)

業務打合せ記録簿 [略]

(現場技術業務共通仕様書例第3条2 打合せ記録簿例)

業務打合せ記録簿 [略]

改正後

改正前

[削る]

(現場技術業務共通仕様書例第13条「業務実施報告書」様式例であり、受注者で定めたものを使用する。)

現場技術業務月報

業務名		年月日～年月日				発注者確認日	受注者確認日
						年月日 確認済み	年月日 確認済み
期間		年月日～年月日				業務内容	
日	曜日	勤務時間	時間外超勤	時間外深夜			
1		～					
2		～					
3		～					
4		～					
5		～					
6		～					
7		～					
8		～					
9		～					
10		～					
11		～					
12		～					
13		～					
14		～					
15		～					
16		～					
17		～					
18		～					
19		～					
20		～					
21		～					
22		～					
23		～					
24		～					
25		～					
26		～					
27		～					
28		～					
29		～					
30		～					
31		～					
合 計							
備考		参 考		勤務日数	日		
				休日	日		
				休日出勤	日		
				その他	日		
				合計	日		

改正後

(現場技術業務共通仕様書例第2-3条及び第3-7条第1項「業務実施報告書」様式例)

現場技術業務実施報告書

業務名		発注者 確認日	受注者 確認日
		年 月 日 確認済み	年 月 日 確認済み
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

業務内容

※ 成果物を具体的に記載し、作成した資料等を添付する。

(例)

- 1 〇〇工事 提出書類の確認
 第1回変更数量の確認
 〇〇工施工段階確認(遠隔確認)(〇月〇日)
- 2 △△工事 提出書類の確認
 △△材料検査(△月△日)
 △△現場確認(△月△日、△月△日)
- 3 □□工事 図面(平面縦断図、横断図)修正
 □□現場確認(□月□日~□月□日、□月□日)

改正前

(現場技術業務共通仕様書例第13条「業務実施報告書」様式例)

現場技術業務実施報告書

業務名		発注者 確認日	受注者 確認日
		年 月 日 確認済み	年 月 日 確認済み
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

業務内容

※ 作成した資料等を添付する。
若しくは、成果物等を具体的に箇条書きしても良い。

- 例：〇〇工事図面A 1〇〇枚
 〇〇工事積算資料A 4ファイル1式

改正後

改正前

(現場技術業務共通仕様書例第3-6条「事業促進実施計画書」様式例)

[新設]

事業促進実施計画書

業務名 _____

I 事業促進実施方針

業務概要

実施方針

改正後

改正前

II 調査・測量・設計業務、工事の実施計画

調査・測量・設計業務等の調整等

工事に関する調整等

地元関係者及び関係機関等との協議等

全体工程計画

その他

改正後

改正前

Ⅲ-1 調査・測量・設計業務等管理表

<u>業務名</u>	
<u>予定工期</u>	
<u>受注者</u>	
<u>業務内容</u>	
<u>工程計画</u>	
<u>実施方針</u>	
<u>課題と処理方針</u>	

改正後

改正前

Ⅲ-2 工事管理表

<u>工事名</u>	
<u>予定工期</u>	
<u>受注者</u>	
<u>工事内容</u>	
<u>工程計画</u>	
<u>実施方針</u>	
<u>課題と処理方針</u>	

改正後

改正前

(現場技術業務共通仕様書例第3-7条第2項「引継事項記載書」様式例)

[新設]

引継事項記載書

<u>業務名</u>		<u>発注者</u> <u>確認日</u>	<u>受注者</u> <u>確認日</u>
		<u>年 月 日</u> <u>確認済み</u>	<u>年 月 日</u> <u>確認済み</u>
<u>期 間</u>	<u>年 月 日 ~ 年 月 日</u>		
<u>引継事項</u>			